工事請負契約書第 26 条（スライド条項）
運用マニュアル

２０２６年６月

首都高速道路株式会社

はじめに

「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）」によれば、公共工事等の発注者の責務として、「公共工事の契約において市場における労務及び資材等の取引価格の変動に基づく請負代金の額の変更及びその適切な算定方法に関する定めを設け、当該定めの適用に関する基準を策定するとともに、当該契約の締結後に当該変動が生じたときは、当該契約及び当該基準に基づき適切に請負代金の額の変更を行うこと（同法第７条第 13 項）」とされている。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）」によれば、「各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならない（同法第 13 条第２項）」とされている。

本マニュアルは、工事請負契約書第 26 条に規定するスライド条項のうち、第１項から第４項の「全体スライド条項」、第５項「単品スライド条項」および第６項「インフレスライド条項」について、これらの条項および関係法令の適切な履行にあたり、受発注者間での認識の共有を図ることなどを目的として、これまで社内資料であった運用基準をもとに、スライド額の算定方法や受発注者間における協議等についての運用の考え方を国交省の動向等を踏まえ整理したものである。

参考　スライド条項に係る国の通知等

2008 年 6 月　工事請負契約書第 25 条第５項（単品スライド条項）の運用について
2008 年 9 月　工事請負契約書第 25 条第５項の運用の拡充について
→対象資材を拡充
2009 年 2 月　請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約書第 25 条第５項の運用について　→単品スライドに減額を導入
2013 年 9 月　工事請負契約書第 25 条第１項～第４項（全体スライド条項）運用マニュアル（暫定版）制定　→全体スライドのルール化
2014 年 1 月　賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第６項の運用について
→インフレスライドの適用開始
2022 年 6 月　工事請負契約書第 26 条第５項の運用について
→単品スライド条項におけるスライド額算定方法の見直し

目　次

第１章　工事請負契約書第 26 条（スライド条項）の考え方

１－１．スライド条項の導入経緯　・・・・・・１
１－２．スライド条項の趣旨　・・・・・・１
１－３．各スライド条項の位置付け　・・・・・・２

第２章　全体スライド（工事請負契約書第 26 条第１項から第４項）

２－１．適用対象工事　・・・・・・４
２－２．請求日および基準日等　・・・・・・４
２－３．スライド協議の請求　・・・・・・５
２－４．請負代金額の変更　・・・・・・６
２－５．出来高数量の確認　・・・・・・７
２－６．物価指数　・・・・・・７
２－７．変更契約の時期　・・・・・・７
２－８．各スライド条項併用時の特例　・・・・・・８
２－９．その他留意事項　・・・・・・９

第３章　単品スライド（工事請負契約書第 26 条第５項）

第１節　総則
３－１－１．適用対象工事　・・・・・・１０
３－１－２．対象品目　・・・・・・１０
３－１－３．請負代金額の考え方　・・・・・・１１
３－１－４．スライド額算定　・・・・・・１１
３－１－５．全体スライドおよびインフレスライド併用時の特例　・・・・・・１６

第２節 鋼材類
３－２－１．対象材料　・・・・・・１８
３－２－２．対象数量　・・・・・・２０
３－２－３．受注者への確認事項　・・・・・・２１
３－２－４．単価（実勢価格の算定）　・・・・・・２４
３－２－５．購入価格の評価方法　・・・・・・２６
３－２－６．変動額の算定　・・・・・・２６
３－２－７．計算例　・・・・・・２６

第３節 燃料油
３－３－１．対象材料　・・・・・・２７
３－３－２．対象数量　・・・・・・２７

３－３－３．受注者への確認事項　・・・・・・２９
３－３－４．単価（実勢価格の算定）　・・・・・・３０
３－３－５．購入価格の評価方法　・・・・・・３１
３－３－６．変動額の算定　・・・・・・３２
３－３－７．計算例　・・・・・・３２

第４節 その他主要な工事材料
３－４－１．対象材料　・・・・・・３８
３－４－２．対象数量　・・・・・・３９
３－４－３．受注者への確認事項　・・・・・・４０
３－４－４．単価（実勢価格の算定）　・・・・・・４０
３－４－５．購入価格の評価方法　・・・・・・４１
３－４－６．変動額の算定　・・・・・・４１

第５節 請求等手続きおよび提出様式
３－５－１．請求時期　・・・・・・４２
３－５－２．協議の手続き　・・・・・・４２
３－５－３．出来高部分検査　・・・・・・４３
３－５－４．部分引き渡しにかかる指定部分の取り扱い　・・・・・・４３

第４章　インフレスライド（工事請負契約書第 26 条第６項）
４－１．適用対象工事　・・・・・・４４
４－２．請求日および基準日等　・・・・・・４４
４－３．スライド協議の請求　・・・・・・４４
４－４．請負代金額の変更　・・・・・・４５
４－５．出来高数量の確認　・・・・・・４５
４－６．物価指数　・・・・・・４５
４－７．変更契約の時期　・・・・・・４５
４－８．インフレスライドおよび単品スライドの併用　・・・・・・４５
４－９．その他留意事項　・・・・・・４５

別紙１－１　工事請負契約書第 26 条第１項～第４項にかかる実施フローおよび様式
別紙１－２　工事請負契約書第 26 条第６項にかかる実施フローおよび様式
別紙１－３　工事請負契約書第 26 条第５項にかかる実施フローおよび様式
別紙２　工事請負契約書第 26 条第５項 請求等手続き書類一覧
別紙３　工事請負契約書第 26 条第５項 各様式の注意事項
別紙４　市場単価・土木工事標準単価の扱い＜市場単価＞＜土木工事標準単価＞
別紙５　単価スライド額算定の考え方　概略フロー
別紙６　実際の購入金額の確認フロー
別紙７　賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更（工事請負契約書第 26 条）

第１章　工事請負契約書第 26 条（スライド条項）の考え方

１－１．スライド条項の導入経緯

昭和 24 年の建設業法の制定により、建設工事における請負契約関係の片務性の排除と不明確性の是正が明文化された。これに伴い、昭和 25 年の建設工事標準請負契約約款（昭和 47 年改正により公共工事標準請負契約約款に改称、以下「標準請負契約約款」という。）制定時より、物価の変動等による請負代金額の変更（いわゆるスライド条項）が規定された。

その後、規定の明確化や変更が行われ、昭和 47 年以降は、いわゆる「全体スライド条項」と「インフレスライド条項」が規定されていた。しかし、昭和 54、55 年にかけて、第二次オイルショックが発生した際、賃金や物価の水準は全体としてはさほどの上昇もなく落ち着いて推移したものの、一部の石油関連資材価格の高騰により建設工事の円滑な実施が危ぶまれる状態に見舞われた。このような物価状況は当時の標準請負契約約款では必ずしも想定されていなかったことから、昭和 55 年にこのような状況に対応するための暫定措置として工事ごとに「特約条項」を設けて対応した。

現在の第 26 条第５項（いわゆる「単品スライド条項」）は、昭和 56 年にこの「特約条項」が一般化され、標準請負契約約款に規定されたものである。

１－２．スライド条項の趣旨

受注者と発注者とは対等との考えのもと、片務性を解消するため、受注者のみに合理的な範囲を超える価格の変動を負担させないことが基本的な考え方である。

建設工事は、工期が長期にわたるため、その間の事情の変更に左右されることもあるが、通常合理的な範囲内の価格の変動は契約当初から予見可能なものであるとして、請負代金額を変更する必要はないというのが基本的な考え方である。しかし、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、契約当事者の一方のみにその負担を負わせることは適当でなく、発注者と受注者で負担を分担すべきものであるとの考え方のもと、工事請負契約書第 26 条が規定されているものである。

１－３．各スライド条項の位置付け

各スライド条項の位置付けは、下記および**表−１**による。

・全体スライド条項は、請負契約後１年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合、またインフレスライド条項は、日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションといった短期的で急激な変動が生じた場合の中間修正的な変更である。

・単品スライド条項は、特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更である。

・全体スライド条項およびインフレスライド条項に対して、単品スライド条項は、対象となる材料価格の変動のみが請負代金額変更の要素となるものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費および一般管理費等の変更を行うものではない。

表−１　各スライド条項の違い

項目		全体スライド（契約書第 26 条第１項から第４項）	単品スライド（契約書第 26 条第５項）	インフレスライド（契約書第 26 条第６項）
適用対象工事		工期が 12 ヶ月を超える工事 ただし、基準日以降、残工期が２ヶ月以上ある工事 （比較的大規模な長期工事）	すべての工事 （本マニュアル制定日時点で継続中の工事および新規契約工事）	すべての工事 ただし、基準日以降、残工期が２ヶ月以上ある工事
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から 12 ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く全ての資材（鋼材類、燃料油類等）	賃金水準の変更がなされた日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受発注者の負担	残工事費の 1.5%	対象工事費の 1.0% （ただし、全体スライドまたはインフレスライドと併用の場合、全体スライドまたはインフレスライド適用期間における負担はなし）	残工事費の 1.0% （30 条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「１%」を採用）
	再スライド	可能 （全体スライドまたはインフレスライド適用後、12 ヶ月経過後に適用可能）	なし （部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての資材を対象に、最終の変更設計契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない）	可能 （賃金水準の変更がなされる都度、適用可能）

単品スライド条項およびインフレスライド条項は、受注する企業の規模を問わずあらゆる工事を対象とするものであることから、受注者の負担割合は標準請負契約約款の第 30 条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれることがないよう定められた「１％」を採用したものである。

全体スライド条項は、１年以上の長期間にわたる工事を対象とする規定であり、比較的大きい建設業者が受注していることが前提になっていることから、受注者の負担すべき割合を「1.5％」としている。

第２章　全体スライド

２－１．適用対象工事

適用対象工事は、下記のとおりとする。
（１）工期が 12 ヶ月を超える工事であること。
（２）契約書第 26 条第１項の請求は、２－２．（３）に定める残工期が２－２．（２）に定める基準日から２ヶ月以上あること。
（３）減額となる場合、物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が、1,000 分の 30 以上変化していると予想されること。

２－２．請求日および基準日等

請求日および基準日等の定義は、下記のとおりとする。
（１）請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者または受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日
（２）基準日：スライド額算出の基準とする日をいい、出来高を算定する基準となる日基準日は請求日とすることを基本とする。また、請求があった日から起算して、14 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることも可とする。
（３）残工期：基準日以降の工事期間
（４）スライド額：賃金水準または物価水準の変動による請負代金額の変更額

（１）請求に際しては、残工事の工期が基準日から２ヶ月以上必要であることに留意すること。
（２）発注者と受注者とが協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより難い場合は、請求日から 14 日以内の範囲で定める。
（３）残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも先行指示等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができる。

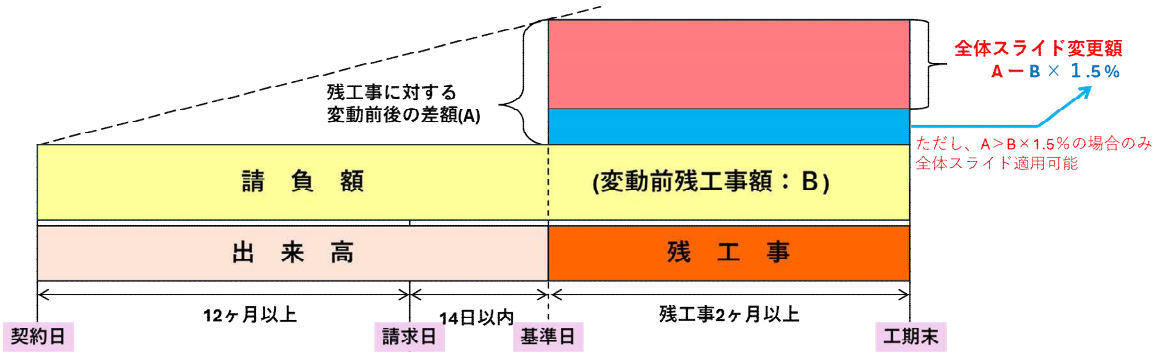

図-１　全体スライドの概念図　（請負代金額・受注者負担の例）

２－３．スライド協議の請求

（１）スライド対象の確認

発注者または受注者からのスライド協議の請求は、請負契約締結の日から 12 ヶ月経過後に書面により行う。

発注者は工期内で請負契約締結の日から 12 ヶ月を経過（または、前回スライド基準日以降 12 ヶ月）した段階で、スライド判定を行い、スライド協議の請求について判断する。

スライド判定にあたっては、設計変更に伴う変更契約を行った上で、出来高を確認し、変動前と変動後残工事請負代金額により判定することを基本とする。

（２）スライド協議の請求

発注者または受注者からのスライド協議の請求は、書面（**スライド様式 1-1, 2-1**）により行う。

（３）スライド額協議開始日

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から７日以内に受注者に書面（**スライド様式 3**）により通知する。

実施フローについては、**別紙１－１**による。

２－４．請負代金額の変更

（１）スライド額は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の 1,000 分の 15 に相当する金額を超える額とする。

（２）増額スライド額については、次式により算出する。

$S_{増}$＝［P_2－P_1－（P_1×15/1,000※)］

この式において、$S_{増}$、P_1およびP_2は、それぞれ次の額を表す。

$S_{増}$：増額スライド額

P_1:請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2：変動後（基準日）の賃金または物価を基礎として算出したP_1に相当する額（Ｐ＝Σ（α×Ｚ)、α：落札率（積算比率または単価合意比率)、Ｚ：発注者積算額）

（３）減額スライド額については、次式により算出する。

$S_{減}$＝［P_2－P_1＋（P_1×15/1,000※)］

この式において、$S_{減}$、P_1およびP_2は、それぞれ次の額を表す。

$S_{減}$：減額スライド額

P_1：（２）と同じ

P_2：（２）と同じ

（４）スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料ならびにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費および一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

（５）総価契約単価合意方式適用工事の場合

P_1は、直近の合意単価（「単価包括合意方式」の場合は、発注者積算単価に直近の請負比率を乗じた単価）を用いて算出する。P_2は、基準日における発注者積算単価に直近の合意比率を乗じた単価（「単価包括合意方式」の場合は、発注者積算単価に直近の請負比率を乗じた単価）を用いて算出する。

（６）基準日における特別調査または見積価格採用単価

再調査や再見積に多大な労力または日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、上記の限りではない。

（７）複数回スライドを行う場合

スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施する。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含む。

（２）（３）P_2は、出来形部分に相応する直接工事費（基準日以前の単価）に残工事部分に相応する直接工事費（基準日時点の単価）を加算した額及びそれにより算定した、共通費（間接工事費及び一般管理費も含むものとして、以下「共通費等」という。）を含んだ額から、出来形部分に相応する直接工事費及び共通費等の額を控除した額とする。

また、P_2における共通費等の積み上げ費用は、出来形部分に相応する費用（基準日以前の単価）に残工事部分に相応する費用（基準日時点の単価）を加算した額から、出来形部分に相応する額を控除した額とする。

２－５．残工事量の算定

（１）基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量表に対応して出来高確認を行う。
（２）現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱う。
・工場製作品については、工場での確認またはミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械および仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。ただし、基準日以降の賃料等については、スライド対象とする。
・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
（３）数量表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
（４）出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
（５）受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。
（６）基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量については、スライドの対象とすることができる。

２－６．物価指数

（１）発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。
（２）積算に使用する単価
変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。
（３）基準日における特別調査または見積価格採用単価
再調査や再見積に多大な労力または日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、上記の限りではない。

２－７．変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、最終の変更設計契約後に行う。

スライド額に係る契約変更は最終の変更設計の契約後に行うが、スライド基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。また、総価契約単価合意方式適用工事の場合、最終の変更設計の契約後の金額を算出する前にスライド基準日におけるスライド額を算定し契約変更を実施し、単価協議を行った後に最終の変更設計の金額

を算出すること。変更契約の時期について本項によりがたい場合は、技術部技術企画課に協議すること。

２－８．各スライド条項併用時の特例

（1）インフレスライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、インフレスライド適用後 12 ヶ月経過後に、全体スライドを請求することができる。
（2）全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、インフレスライドを請求することができる。
（3）全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、単品スライドを請求することができる。
（4）インフレスライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、単品スライドを請求することができる。
（5）（3）および（4）においては、全体またはインフレスライド条項によるスライド額を算出した上で、全体またはインフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価を全体またはインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出する。
（6）全体スライド条項またはインフレスライド条項と、単品スライド条項が併用されている期間においては、単品スライド条項に係る１％分の負担を求めない。

（5）全体スライド条項およびインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まず全体スライド条項またはインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、全体スライド条項またはインフレスライド条項との重複を防止するため、全体スライド条項またはインフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価を全体スライド条項またはインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。

（6）また、全体スライド条項およびインフレスライド条項と、単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の 1.5%もしくは１%、後者においては対象工事費の１%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。

このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の１%を受注者の負担とするが、全体スライド条項またはインフレスライド条項と、単品スライド条項が併用されている期間においては、全体スライド条項またはインフレスライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の 1.5%もしくは１%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に基づき、単品スライド条項に係る１%分の負担を求めないこととしている（**図−３**参照）。（全体スライド時には 1.5%の受注者負担、インフレスライド時には１%の受注者負担を適用し、単品スライドでは受注者負担を考慮しない）

さらに、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、単品スライドの適用可否を判断するために１%を乗じる請負代金額は、全体スライド条項およびインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

２－９．その他留意事項

総価契約単価合意方式適用工事については、スライド協議が成立し、変更契約締結後、契約書第３条第６項の規定に基づき単価合意を実施すること。その場合、一度合意した単価合意書に記載がある単価であっても、改めて合意し直すものとする。ただし、以後、請負代金額の変更が伴う契約変更がないことが明らかな場合は、単価協議は不要である。

第３章　単品スライド

第１節　総則

３－１－１．適用対象工事

残工期が２ヶ月以上ある全ての工事とする。

単品スライド条項の請求は、手続きに係る期間を考慮し当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む）が２ヶ月以上ある工事を対象としている。

３－１－２．対象品目

（１）　対象品目の選定の考え方

（１）対象品目は、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料とする。
（２）各対象品目の対象材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定する。

（１）対象品目は、標準請負契約約款の第 26 条第５項に、「主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき」とされていることから、公共工事において使用する頻度の高いこれらの主要な材料としている。これは、通常合理的な範囲を超える価格の変動分を、受注者のみの負担とするのは適切ではないという考え方のもと、単品スライド条項の趣旨を適切に踏まえたことによるものであり、価格変動がある材料すべてが単品スライド条項の適用対象とはならない点に留意が必要である。
（２）対象となる材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者協議の上決定するものであり、請求のない材料まで対象とする趣旨ではないことにも留意が必要である。

（２）単品スライド額の算定の対象とする品目

各工事においての単品スライド額の算定対象は、品目類ごとの増額分が対象工事費の１％を超える品目とする。

単品スライドは個々の工事において、工事の総額に及ぼす影響が現に大きいことが必要条件となり、「品目ごと」※の変動額が請負代金額の１％を超える場合について、その品目をスライド額の適用対象としている。つまり、各品目の増額分の合計額が対象工事費の１％を超えるものを適用対象とするのではなく、鋼材類を例にとれば、その増額分だけで対象工事費の１％を超えている場合には鋼材類が適用対象材料になるという趣旨である。なお、この考え方は他の品目についても同様である。

※鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料で区分し、その他の主要な工事材料の区分は**第３章４節 その他の主要な工事材料**による。

３－１－３．請負代金の部分払をした工事における「請負代金額」の考え方

請負代金の部分払をした工事における「請負代金額」は、当該工事の請負代金額から当該部分払の対象となった出来高部分または工事現場に搬入済みの工事材料もしくは製造工場等にある工場製品（以下「出来高部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。

出来高として既に部分払いを行った部分については、特段の条件がない限り、発注者と受注者との間で数量および額について合意を完了しているものであることから、単品スライド条項の請求対象となる工事においても、その部分まで遡って単品スライド条項を適用できないことに変わりはない。

ただし、通常は、対象材料の価格の高騰により請負代金額が不適当となることが判明する時点、すなわち、工事がかなり進捗した時点で単品スライド条項の適用請求を行うこととなるのが一般的であるため、単品スライド条項の適用請求までの間に部分払いが行われることもあり得る。このような場合に対処するため、単品スライド適用開始後部分払いを行う際には、発注者または受注者の要請に基づき、部分払いを行った分についてもその後の単品スライド条項の請求対象とすることができることとしている。

また、部分引き渡しを行う部分についてはその部分に係る精算を完了させておく必要があることから、その部分のみを一つの工事として扱い単品スライド条項を適用することとなる。その際の対象工事費は部分引き渡しを行う部分に係る工事費となるが、部分払いを既に行っている出来高部分（特段の規定を設けたものを除く）が請求対象外となるのは、通常の工事と同様である。

このような考え方は、対象工事費だけでなく、スライド額の算定の対象とする数量についても適用される。

３－１－４．スライド額算定

（１）スライド額算定の方法

・単品スライド条項におけるスライド額とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、対象工事費の１％を超える額である。
・品目ごとの変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。ただし、受注者が実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が実勢価格に基づき算出した額よりも高い場合でも、実際の購入金額とする。

① スライド額算定式（実勢価格）

３－１－２により対象となった鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料のそれぞれの品目ごとの請負代金の変更額（スライド額）の算定は、主要な工事材料に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S_{増}^{※} = (M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初}) + (M_{油}^{変更} - M_{油}^{当初}) + (M_{材料}^{変更} - M_{材料}^{当初}) - P \times 1/100$$

$$S_{減}^{※} = (M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初}) + (M_{油}^{変更} - M_{油}^{当初}) + (M_{材料}^{変更} - M_{材料}^{当初}) + P \times 1/100$$

※税抜き額を万円未満切り捨てとする

総価契約単価合意方式の場合

$M_{鋼}^{当初}$, $M_{油}^{当初}$, $M_{材料}^{当初}$＝{ $p_1 \times D_1 \times k_1$ ＋ $p_2 \times D_2 \times k_2$＋……＋ $p_m \times D_m \times k_m$}
× （1 ＋ 消費税および地方消費税の税率/100）

$M_{鋼}^{変更}$, $M_{油}^{変更}$, $M_{材料}^{変更}$＝{ $p'_1 \times D_1 \times k_1$ ＋ $p'_2 \times D_2 \times k_2$＋……＋ $p'_m \times D_m \times k_m$}
× （1 ＋ 消費税および地方消費税の税率/100）

ここに

$S_{増}$ ：増額スライド額

$S_{減}$ ：減額スライド額

$M_{鋼}^{変更}$, $M_{油}^{変更}$, $M_{材料}^{変更}$：価格変動後の鋼材類、燃料油またはその他の主要な工事材料の金額（消費税等相当額含む・税抜き額を万円未満切り捨て）

$M_{鋼}^{当初}$, $M_{油}^{当初}$, $M_{材料}^{当初}$：価格変動前の鋼材類、燃料油またはその他の主要な工事材料の金額（消費税等相当額含む・税抜き額を万円未満切り捨て）

p ：３－２－４、３－３－４、３－４－４の規定に基づき算定した設計時点における鋼材類、燃料油またはその他の主要な工事材料に該当する各材料の単価

p' ：３－２－４、３－３－４、３－４－４の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油またはその他の主要な工事材料に該当する各材料の実勢価格

D ：３－２－２、３－３－２、３－４－２の規定に基づき鋼材類、燃料油またはその他の主要な工事材料に該当する各材料について算定した対象数量

k ：落札率（積算比率または単価合意比率）

P ：請負代金額

表－２　増額変更の場合の計算例

計算例 1		請負代金額:　220,000,000		1%相当額:　2,200,000	
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	✕
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,500,000	2,500,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,900,000	2,900,000	
スライド額　S= 2,900,000 － 2,200,000 = 700,000					

注)価格は、税込み

計算例 2		請負代金額:　110,000,000		1%相当額:　1,100,000	
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	5,000,000	6,500,000	1,500,000	○
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	5,500,000	7,100,000	1,600,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額　S= 1,600,000 ＋ 2,400,000 － 1,100,000 = 2,900,000					

注)価格は、税込み

② 実際の購入金額が$M_{鋼}^{変更}$、$M_{油}^{変更}$または$M_{材料}^{変更}$ を下回る場合

受注者が、３－２－５、３－３－５、３－４－５の規定に基づき、各対象材料を実際に購入した際の代金額を品目ごとに合計した金額（消費税等相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が$M_{鋼}^{変更}$、$M_{油}^{変更}$または$M_{材料}^{変更}$を下回る場合にあっては、上記①のスライド額算定式の規定にかかわらず、

$M_{鋼}^{変更}$に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額

$M_{油}^{変更}$に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額

$M_{材料}^{変更}$に代えて受注者のその他の主要な工事材料の実際の購入金額

を用いて、上記①の式によりスライド額を算定する。

なお、実際の購入金額が採用される場合に落札率等を乗じない。これは、既に落札率等が乗じられた請負代金額の範囲内で受注者が購入したものにまで落札率等を乗じるのは適当ではないとの考えによるものである。

③ 実際の購入金額が$M_{鋼}^{変更}$、$M_{油}^{変更}$または$M_{材料}^{変更}$を上回る場合

受注者が鋼材類、燃料油またはその他の主要な工事材料について、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が$M_{鋼}^{変更}$、$M_{油}^{変更}$または$M_{材料}^{変更}$を上回る場合であっても、上記①のスライド額算定式の規定にかかわらず、

$M_{鋼}^{変更}$に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額

$M_{油}^{変更}$に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額

$M_{材料}^{変更}$に代えて受注者のその他の主要な工事材料の実際の購入金額

を用いて、上記①の式によりスライド額を算定する。

なお、上記②と同様に実際の購入金額が採用される場合に落札率等を乗じない。

この場合におけるスライド額算定の手順は下記のとおりとする。（参考フローは**別紙－５・６**参照）

手順１） 受注者からの申し出

・受注者は実際の購入金額により価格変動後の金額を算定することを希望する場合は、対象品目および対象材料を発注者に申し出る。その際、受注者は対象材料ごとに実際の購入金額の単価が実勢価格の単価（落札率等考慮）を上回ることを確認する。
・発注者は受注者から申し出があった場合、対象材料の当該地域における価格上昇の状況やその原因等について受注者から情報提供を求める。

手順２） 実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類の提出

・実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類は、購入実績を証明する書類に加え、原則として、当該地域での市場取引価格が確認できる２社以上の見積りとする。その際、実際の購入先の見積りは含まない。

○見積りの留意事項
・見積りの提出は、工期内の代表的な月（１ヶ月以上）とし、工事全期間の提出は要しない。
・見積りの有効期間は、実際の購入金額の単価と比較するため、実際に「現場に搬入された月もしくは購入した月」を含むものとする。
・地域条件や工事材料の性質等で購入先以外から見積りを徴することができない場合や、購入先を含まない見積りが１社となる場合は、メタサーチサイト等により、当該材料の取扱業者等の所在地により近隣で対応可能な業者が限られることを確認した上で、実際の購入先への注文時の見積りも含めるものとする。
（「近隣」については、生コンクリートを例にすると、日平均気温が 25 度以上の場合は運搬時間が１時間半以内の地域とする等、工事材料の性質に応じて設定する。）

手順３） 価格変動後の金額の算定

＜第１段階＞
・受注者から提出された見積りから地域の材料価格の傾向と実際の購入金額での検討を行うことの妥当性を確認する。
・具体的には、対象材料ごとに実際の購入金額の単価と２社以上の見積り単価を比較し、実際の購入金額が最も安価であることを確認する。
・確認にあたっては、材料が現場に搬入された月もしくは材料を購入した月のうち、代表的な月（１ヶ月以上）の単価で確認する。
・第１段階において、実際の購入金額が最も安価であることを確認した材料は第２段階に移行する。実際の購入金額が最も安価とならない材料については、実勢価格にて価格変動後の金額を算定する。
＜第２段階＞
・材料ごとに工事全体期間を対象に実際の購入金額の単価と実勢価格の単価（落札率等を考慮）を比較して実際の購入金額の妥当性を確認する。
・妥当性の目安は、実勢価格の単価（落札率等を考慮）＋30％とする。

○確認時の留意事項

・複数の月に現場へ搬入または購入した場合の実勢価格の単価（落札率等を考慮）は、各搬入月の単価を搬入または購入月ごとの搬入数量で加重平均した単価とする。実際の購入金額の単価についても同様に購入単価を搬入・または購入月ごとの搬入数量で加重平均した単価とする。

・実勢価格の単価は下記のとおりとする。

・鋼材類：　「現場に搬入された月」の物価資料の価格（落札率等考慮）
・燃料油：　「購入した月の翌月」の物価資料の価格（落札率等考慮）
・その他主要な工事材料：鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については燃料油に準じる

・実際の購入金額の単価が、実勢価格の単価（落札率等を考慮）＋30%以内である場合は、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致していると判断し、実際の購入金額にて価格変動後の金額を算定するものとする。

・なお、実勢価格の単価（落札率等考慮）の＋30%は発注者として妥当性を確認するためのものであり、＋30%を超えても妥当性が確認されれば採用可能とし、受注者から提出された証明書類の金額が実勢価格に対し大幅に乖離している場合は、発注者は特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認する。

○大幅に乖離している場合の確認時の留意事項

・発注者による見積りの徴収、近隣工事における材料の調達状況の確認、また、特別調査により単価設定している場合は特別調査を行った調査機関への問い合わせ等により、発注者が入手できる情報・資料から証明書類の金額の妥当性を確認するものとする。

・なお建築工事（建物機械、建物電気含む）の確認において、単品スライド条項の趣旨（資材の急激な高騰を受けた精算的な変更）より、関係法令に基づいた受注者と協力会社（納入メーカー等）の契約書類上「協力会社の請求に基づいた価格上昇分の費用が明確に確認できること」を判断の基準とする。

追加提出を求める書類

・建設業法第 19 条に基づく書面
① 当初取り交わした書面（見積書は不可）
② 急激な資材価格の高騰を受け変更を行った際の書面
※書面に示された請負代金の額が確認できる明細を合わせて添付すること。
※②の書面について、契約書等の提出が困難な場合は、見積書を提出する。

・発注者による確認の結果、証明書類の金額の妥当性を確認できない場合は、実勢価格によりスライド変動額を算定するものとする。

○減額変更の場合

・発注者が減額変更を請求した場合で発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときも同様の取り扱いとする。

（２）出来高部分払いを行った場合の対象数量

出来高部分払いを行っている場合は、出来高部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。

出来高部分に係る数量の算出方法は、次のいずれかとする。

A）出来高設計書を作成する時に用いた数量表による。
なお、複数回出来高部分払いを行っている場合は各出来高設計書を作成するときに用いた数量表の合計数量を算出する。

B）部分払い対象となった請負代金額相当額と請負代金額との割合に、対象数量を乗じることで概算的に数量を算出する。※１

※１：部分払い時の支払い額は、出来高に該当する請負代金相当額の９割以下とされており、「部分払い時の支払額＝部分払い対象となった請負代金相当額」ではないので注意すること。

３－１－５．全体スライドおよびインフレスライド併用時の特例

・全体スライド条項およびインフレスライド条項のみによるスライド額を算定の上で、その対象とはならない分の価格上昇を単品スライド条項で反映することは可能である（**図−２**）。
・全体スライド条項およびインフレスライド条項と単品スライド条項とを併用した期間においては、単品スライド条項の変動前の単価は全体スライド条項の適用日の単価を用いるものとし、単品スライド条項に係る受注者負担は求めない（**図−３**）。
・単品スライド条項の発動の可否を判断するために１％を乗じる請負代金額には、全体スライド条項およびインフレスライド条項のスライド額を含む。

詳細は**第２章全体スライド　２－８**による。

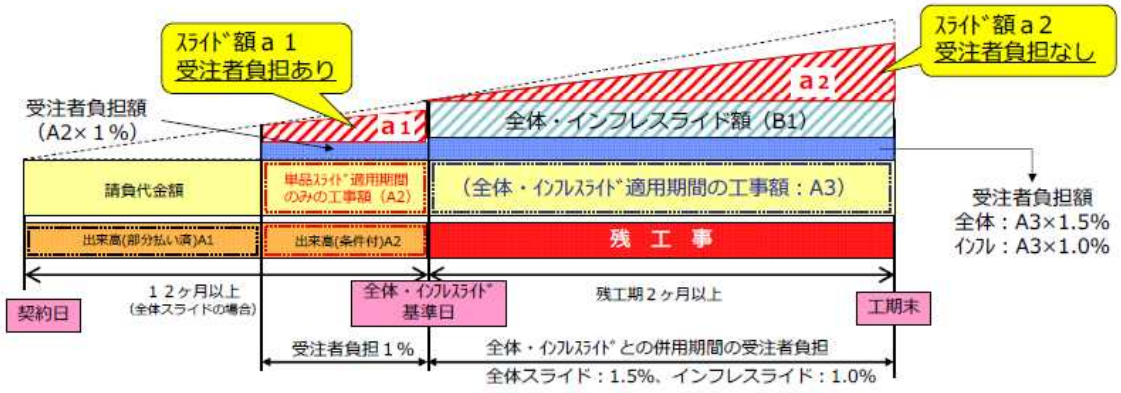

出典「工事請負契約書第 26 条第５項（単品スライド条項）運用マニュアル（案） 令和４年７月 国土交通省」

図−２　全体・インフレスライドと単品スライドの併用時のイメージ
（請負代金額・受注者負担の例）

注）３－１－３のとおり、単品スライド条項の対象工事費は、最終的な全体工事費から、部分払いを行った出来高部分や部分引き渡しを行った部分を除いたもの。

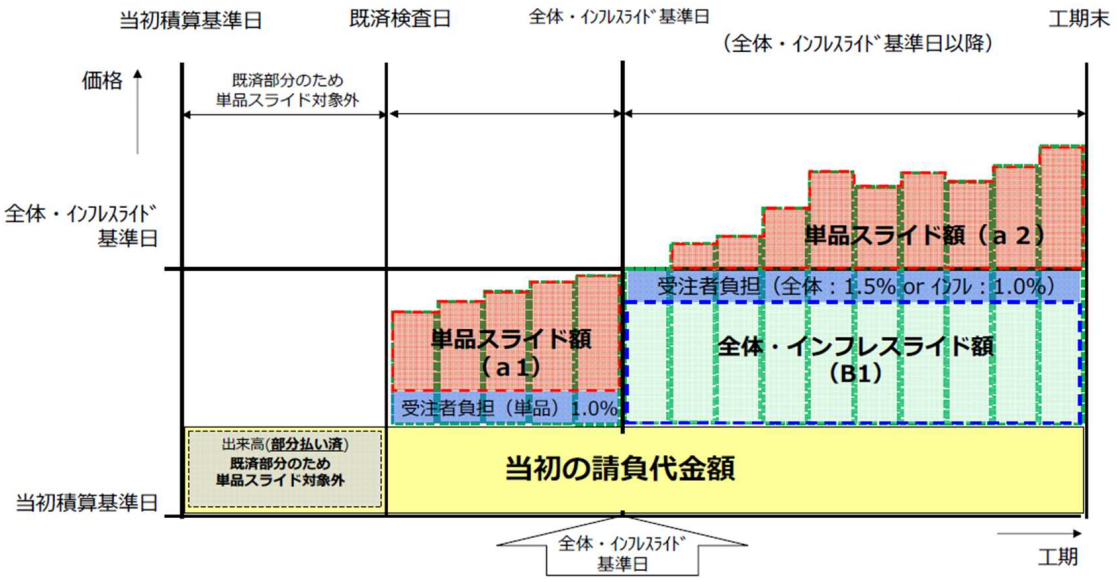

出典「工事請負契約書第 26 条第５項（単品スライド条項）運用マニュアル（案） 令和４年７月 国土交通省」

図−３　併用時の単品スライド額の対象イメージ

注）全体もしくはインフレスライドと併用する場合は、全体もしくはインフレスライドに基づく設計変更契約を先に行う。また、変動額算定に用いる当初設計時点の実勢価格は、全体もしくはインフレスライドの基準日の単価を用いる。

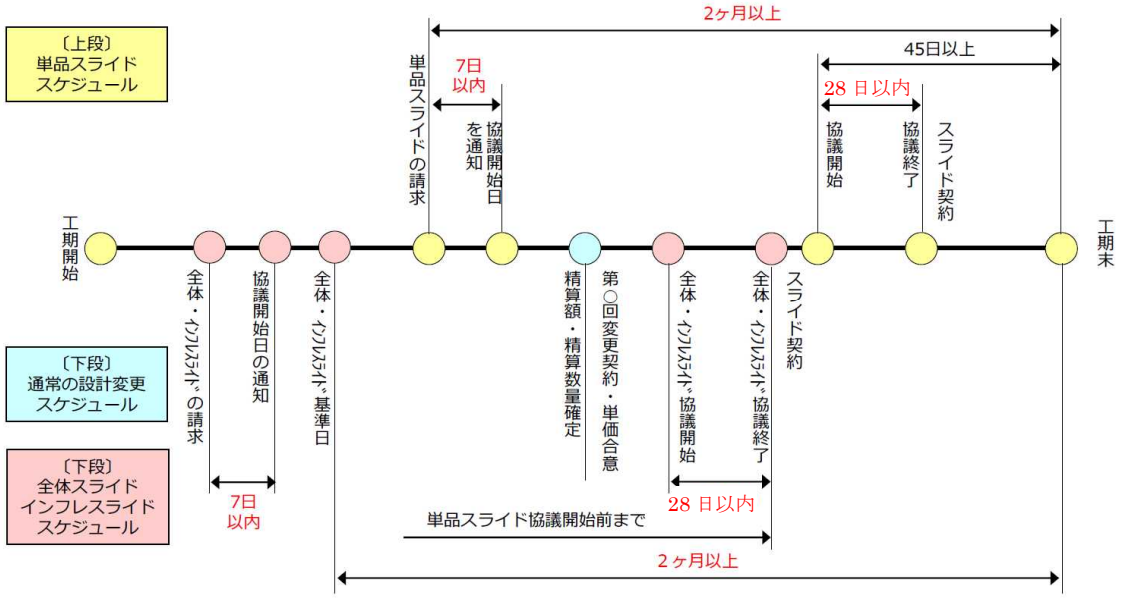

出典（一部編集）「工事請負契約書第 26 条第５項（単品スライド条項）運用マニュアル（案） 令和４年７月 国土交通省」

図−４　単品スライドと全体スライドまたはインフレスライドの関係（イメージ）

第２節　鋼材類

３－２－１．対象材料
（１）　対象材料の考え方

（１）H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼２次製品、ガードレール、スクラップ、配管用鋼管等、鋼材を主材料として構成されている材料を対象とする。
（２）原則としてコンクリート二次製品等に含まれる鋼材類は対象としない。
（３）非鉄金属は「その他の主要な工事材料」として扱う。

（１）鉄鉱石や石炭等の原材料の高騰を要因として、鋼材の価格が短期間で急激に変動することがあり得ることから、鋼材を主材料として構成されている材料を対象としたものであり、具体的には、いわゆる鋼材類（H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭など）の他、鉄鋼２次製品（ロックボルトなど)、鋼材から加工された道路用資材や橋梁用資材の一部（ガードレールやＰＣ鋼より線など)、配管用鋼管、スクラップなどを対象としている（**表-３**)。
（２）一方、鋼材類を一部に含むコンクリート二次製品等については、その中に含まれる鋼材類に係る部分のみを分離して価格を算出することが困難であることから、対象材料とはしていない。しかし、設計図面に配筋図等が明記されているなど、その必要数量が明らかになっており、かつ、購入価格、購入先および搬入時期が証明されること等により変動額の妥当性が客観的に評価できるものは、対象材料とすることは可能である。
（３）非鉄金属（アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等）は価格変動の要因が鋼材のそれとは異なることもあり、単品スライドの対象とする場合は鋼材類には含まず、「その他の主要な工事材料」として扱うものとしている。

表-３　対象材料の例

品目	品名　（例）	規格　（例）	単位
鋼板	鋼板　（販売）	厚板　無規格　１２≦ｔ≦２５	t
鋼管杭	鋼管杭	ＳＫＫ４００	t
鋼製矢板	鋼矢板	ＳＹ２９５	t
棒鋼	鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ３４５　Ｄ１６～２５	t
形鋼	H形鋼	広幅　ＳＳ４００　１５０×１５０	t
PC 鋼線	PC 鋼より線	SWPR7A　7 本より線　A 種	kg
防護柵	転落防止柵	H＝１１００　根入長＝２００（CO 建込）４段	m
ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄ	ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄ（円形）	ﾒｯｷ仕上げ　3,000m m　t=4.0mm	m
鉄鋼二次製品	摩擦接合用高力ボルト（六角）	Ｆ１０Ｔ　Ｍ２２×１００	組

（２）その他
①市場単価

鋼材類を使用し、市場単価を用いて積算している工種において、鋼材に係る材料費が分離できる場合には対象とすることができる。また、材料費が分離できない市場単価でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。

工種ごとの単価が示されている市場単価において、鋼材類の材料費が分離できる構成となっている場合は、その材料費の変動に伴う工事価格の変動を把握することが可能であることから、対象とすることができることとしている。

具体的には、下表の市場単価のうち、網掛けのもの（**表－４**における①）は市場単価の構成上、材料費が分離されているため対象とすることができることとしている。

一方で、市場単価が材料費を分離できない構成となっているもの（**表－４**における②）は、材料費のみを別途算出することは不可能であるが、設計図書に鋼材類が明示されている場合は、その数量については対象とすることができる。この場合、市場単価に代えてその材料の実勢価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。また、購入価格、購入先および購入時期が証明されることが必要であるのは、市場単価以外の場合と同様である。

表－４　鋼材類を含む市場単価工種（例）

工種	名称	規格	単位	取扱い
鉄筋工（太径鉄筋含む）	鉄筋工（太径鉄筋含む）（加工・組立）		t	①
防護柵設置工（ガードレール）	防護柵設置工（ガードレール設置工）	土中建込、コンクリート建込	m	②
	防護柵設置工（ガードレール設置工）耐雪型	土中建込、コンクリート建込	m	②
	部材設置（レール設置）		m	①
防護柵設置工（ガードパイプ）	防護柵設置工（ガードパイプ設置工）	土中建込、コンクリート建込	m	②
	部材設置（パイプ）		m	①
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	防護柵（横断・転落防止柵）設置・撤去工	設置土中建込	m	①
		設置プレキャストブロック建込	m	①
		設置コンクリート建込	m	①
		設置アンカーボルト固定	m	①
		設置根巻きコンクリート設置	m	②
	部材設置・撤去工（ビーム・パネル）	設置	m	①
防護柵設置工（落石防護柵）	落石防護柵（支柱設置工）		本	②
	落石防護柵（ロープ・金網設置工（間隔保持材付））		m	②
	耐雪型落石防護柵（ロープ・金網設置工（上弦材付））		m	②
	ステーロープ設置		本	②
防護柵設置工（落石防止網）	金網・ロープ設置		m2	②
	アンカー設置		箇所	②
	支柱（ポケット式）設置		箇所	②
吹付枠工	吹付枠工		m	②
	ラス張工		m2	②
橋梁用伸縮継手装置設置工	橋梁用伸縮継手装置設置工		m	①
橋梁用埋設型伸縮継手図置設置工	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		m	①
道路標識設置工	標識柱・基礎設置（路側式）		基	②
	標識柱設置（片持式）		基	①
	標識柱設置（門型式）		基	①
	標識板設置（案内標識（路線番号除く））		m2	②
	標識板設置（警戒・規制・指示・路線番号標識）		m2	①
	添架式標識板取付金具設置	信号アーム、照明柱、既設標識柱	基	②
		歩道橋	基	①
排水構造物工	蓋版		枚	①
鉄筋挿入工（ロックボルトエ）	鉄筋挿入工		m	①
	鉄筋挿入の仮設足場工		空m3	②
配管工	ねじなし電線管、ケーブルラック、ーボックス、プルボックス、2種金属線ぴ		m	②
ダクトエ	ダクト(低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類)		m2	②

注）①：市場単価に材料費が含まれていない工種
②：市場単価に材料費が含まれている工種

②賃料・損料（リース料金）等の取り扱い

鋼材類の賃料・損料についても対象とすることができる。

リース契約の鋼材類についても、同一要因による鋼材の価格上昇に伴って、リース料や不足弁償金が上昇することから、購入する場合と同様に対象としている。なお、一度リース契約を結んだものは契約途中でその価格が変更されることはないことが一般的であるため、当該材料のリースを始めた月の価格とすること、また、複数の月でリースを開始している場合は、他の材料と同様にその数量に応じて加重平均することにより算出した単価に設計数量を乗じることなど、当初および変更後の価格の設定については注意が必要である。

３－２－２．対象数量

・鋼材類については、発注者の設計数量を上限として受注者から証明された数量を対象とするが、当社の鋼板、型鋼の設計単価には加工によるロス等についても加味されていることから、ロス分についてスクラップ等で売却する金額についても適切に処理する。
・任意仮設など、発注者の設計数量が明示されていない場合は、発注者の設計数量を上限として受注者から証明された数量を対象とすることができる。

① 設計図書に記載された数量がある場合の取り扱い

鋼材類については、原則、数量表や図面等、設計図書に明示されている数量を対象数量とする。この数量について受注者が購入価格、購入先および購入時期について証明できない場合は、当該材料はスライドの対象としない。

また、実際の工場現場では鋼材を加工するためにロスが生じることから、実際に購入した数量のうち、発注者の設計数量（設計図書で明示されている数量×（１＋ロス率（割増率）））までは、対象数量とすることができる。

証明された数量と対象数量の考え方は下記のとおりとする。

証明数量＜設計図書の数量	→	当該材料はスライドの対象としない
設計図書の数量≦証明数量≦設計数量	→	対象とする。対象数量は証明数量
設計数量＜証明数量	→	対象とする。対象数量は設計数量

注）設計図書の数量：設計図書（数量表や図面等）に記載されている数量
設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）
証明数量：受注者から証明された数量

このようなロス分（異形棒鋼は除く）については、積算上スクラップとして売却することとなっており、スクラップも対象材料として売却金額の上昇分を計算に含めることにより、変動額を適切に設定することが必要である。このため、発注者は受注者に対してスクラップについても対象材料とするよう申し入れるものする。協議が成立しない場合は、当該材料をスライドの対象としない、または、スクラップ単価の適切な設定（スクラップの単価は実勢価格の工期の平均値と、受注者が当該工事に該当するとして一部提出したスクラップの売却単価の最大値との高い方の値）などの措置を講じることが必要である。

② 数量表に一式で計上されている任意仮設など

数量表に一式で計上されている任意仮設については、受注者が必ずしも発注者が想定した工法で実施せず、使用する鋼材類の種類や数量が発注者の想定と異なっていることが通常あり得る。任意仮設について受注者からの請求があった場合は、発注者が仮設として想定した鋼材類の設計数量を上限として受注者から証明された数量を対象とする。

③ 減額変更する場合の取り扱い

減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、発注者の設計数量を対象数量とする。

発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときの数量の取り扱いは上記①、②に準じるものとするが、証明数量が設計図書の数量を下回る場合は、発注者の設計数量を対象数量とする。

④ その他

出来高部分払いを行っている場合は、出来高部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを設計数量とする。

価格の下落が見られる材料については、上昇の場合と同一の考え方で、発注者から請負代金額の変更の請求をその材料に対して行うことができるものとする。

３－２－３．受注者への確認事項

① 基本事項

（１）鋼材類は、材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先、単価・購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の提出を受注者に求める。
（２）増額変更において、必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。
（３）減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。
（４）ただし、鋼材類を実際に購入した際の単価および購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月および数量を証明する書類の提出を求める。

（１）単品スライド条項は、対象とする材料が当初の想定と比べ、実際に購入した時期に著しく価格が変動したために請負代金額の変更をしようとするものであるため、スライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入価格が受注者に証明されることが前提となる。

このため、発注者は材料の取引形態に照らし数量、価格等の入手実態が明確な鋼材類については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先および購入価格を証明する書類として、納品書、請求書、領収書の全ての提出を求め、購入実態を的確に把握することが必要である。なお、ミルシートは鋼材類の品質を証明する書類であり、当該工事で購入した材料の数量等を証明できない場合があるが、当該工事の数量、納品時期が証明できる場合は、納品書に替えることができる。

また協力会社等が購入している場合は、その企業の書類（納品書請求書や領収書）で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認すること。

（２）必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。これは、品目ごとに実勢価格を用いて算出した変動後の価格と実際の購入価格のどちらか安い方の金額を採用することとしているが（**第１節総則　３－１－４**参照）、鋼材については購入価格と数量を証明することが可能であるため、実際の購入価格が安い場合でも書類の提出を義務づけることによって、スライド額が実際よりも高いものとなることを回避する意味がある。ここでいう材料とは規格ごとの材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても規格が異なる他の材料まで単品スライド条項の対象材料としないという趣旨ではない。

（4）例えばメーカー等から鋼材類を購入する際に購入先との基本契約で購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定している場合など、実際に購入した際の単価および購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、購入先や単価等の証明書類を省略し、当該対象材料の搬入等の月および数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は、搬入等をした月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあっては、搬入した月ごとの実勢価格を搬入した月ごとの搬入数量で加重平均した価格）を用いてスライド額を算定することができる。

② 任意仮設等、一式で計上されている工種の取り扱い

任意仮設に対する請求があり、かつ、受注者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の仮設工に必要な他の材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。

③ 鋼材類の「搬入」の取り扱い

鋼材類の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、鋼橋製作などのように工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は工場に搬入される時期とする。

④ 減額変更する場合の取り扱い

減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定することとするため、受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価および購入先ならびに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出は求めない。ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価および購入先ならびに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求める。

（納品書の例）

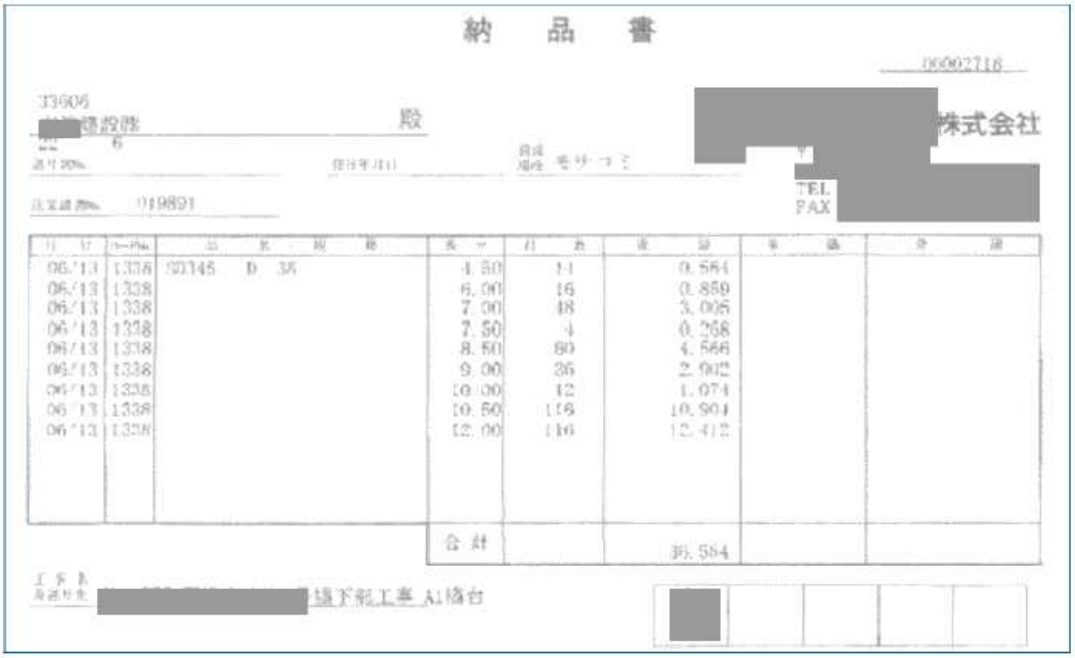

納　品　書

33605
[redacted]建設㈱　殿

[redacted]株式会社

TEL [redacted]
FAX

月日	ｺｰﾄﾞNo.	品名・規格	長さ	本数	重量	単価	金額
06/13	1338	SD345 D 35	4.50	11	0.564		
06/13	1338		6.00	16	0.859		
06/13	1338		7.00	48	3.005		
06/13	1338		7.50	4	0.268		
06/13	1338		8.50	60	4.566		
06/13	1338		9.00	36	2.902		
06/13	1338		10.00	12	1.074		
06/13	1338		10.50	116	10.904		
06/13	1338		12.00	116	12.412		
		合計			39.564		

工事名
送り先 [redacted]場下部工事 A1橋台

（請求書の例）

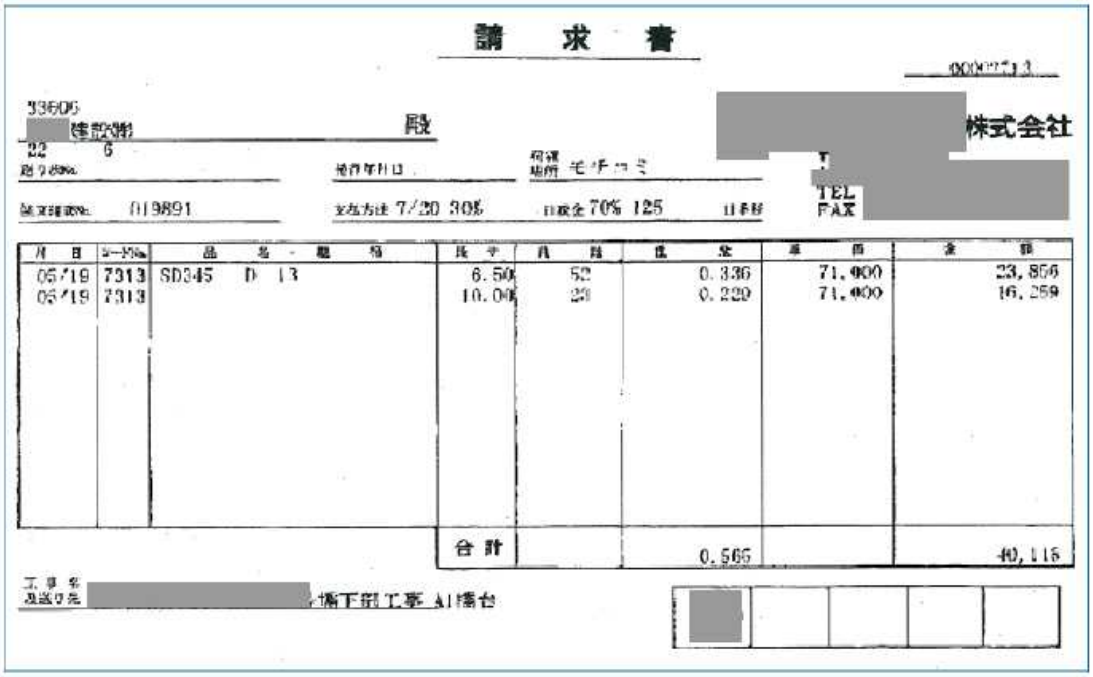

請　求　書

33605
[redacted]建設㈱　殿

[redacted]株式会社

TEL [redacted]
FAX

月日	ｺｰﾄﾞNo.	品名・規格	長さ	本数	重量	単価	金額
05/19	7313	SD345 D 13	6.50	52	0.336	71,000	23,856
05/19	7313		10.00	23	0.229	71,000	16,259
		合計			0.565		40,115

工事名
送り先 [redacted]橋下部工事 A1橋台

３－２－４．単価（実勢価格の算定）

（１）変動前の価格の決定方法

変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする。設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とし、新規工種については発注者の指示時点の単価とする。

一般的に受注者は、自らが当初想定した金額を根拠に単品スライド条項を請求するものと考えられるが、受注者の想定した金額の妥当性を客観的に証明することは実態上困難であることから、変動前の価格は発注者の想定した金額としている。ただし、単価合意を実施し、その内訳として材料の単価が予め提出されている場合は、その単価を変動前の単価とすることができる。

（２）変動後の実勢価格の決定方法

変動後の実勢価格の決定方法は、下記および**表−５**のとおりとする。

（１）変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格を原則とする。

（２）物価資料に掲載されていない材料は、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。

（３）減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、施工計画書に定められている計画工程表等の情報に基づき当該対象材料の搬入等の月および月ごとの搬入数量を設定する。

表−５　鋼材類の価格決定方法

価　格 採用順	設計時点での価格決定方法	スライド単価の決定方法
1	登録単価による場合	当該月の物価資料により設定する。
2	物価資料に掲載がある場合	
3	特別調査による場合	当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、発注者による見積の徴収、近隣工事における資材の調達状況の確認、また、特別調査により単価設定している場合は特別調査を行った調査機関への問い合わせを行う等により、算定する。
4	見積りによる場合	

（１）変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格を原則としている。ただし、設計時点の価格決定方法が当社の登録単価（単価ファイルに掲載のある単価）においては、物価資料に掲載がなく特別調査等で設定している場合がある。その場合は、技術部技術企画課に確認のうえ変動後の価格の算定に用いる実勢単価を設定されたい。

なお、物価資料等により実勢価格を設定する場合は、鋼材類の販売形態は、「ひも付き」

といわゆる「店売り」に区分され、それぞれに物価資料等に掲載されていることに注意されたい。

ひも付きの鋼材類の場合、一般的に鉄鋼メーカーから現場や工場に納入される２ヶ月前におおむね購入契約が行われていることから、その結果は現場に搬入された月と同月の物価資料等に実勢価格として掲載されている。

一方、店売りの場合は、納入の概ね１ヶ月以上前に購入契約は完了しており、その結果は現場に搬入された月と同月の物価資料等に実勢価格として掲載されている。

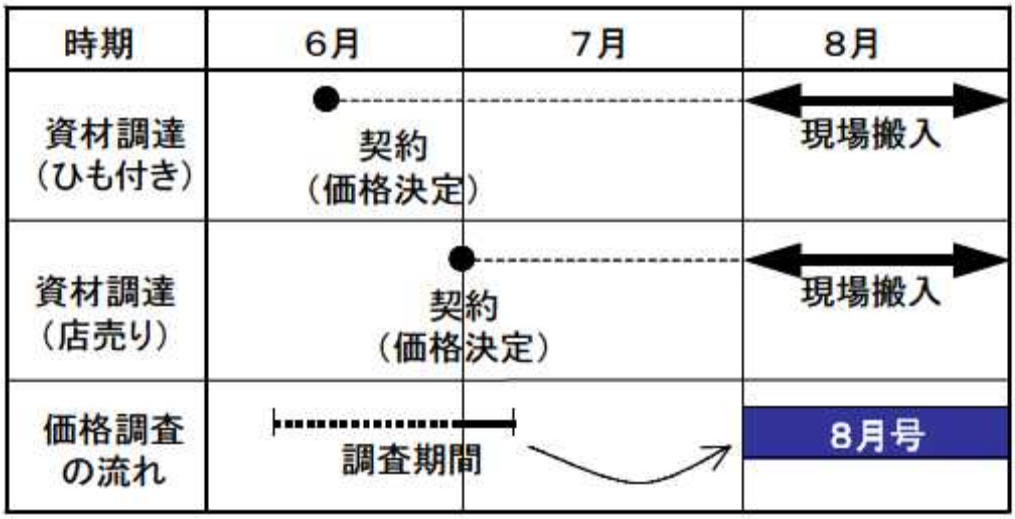

出典「工事請負契約書第 26 条第５項（単品スライド条項）運用マニュアル（案） 令和４年７月 国土交通省」

図−５　資材調達と価格調査の流れ（イメージ）

（２）当初積算が特別調査や見積もりによる材料など、既存の物価資料に価格が掲載されていない場合は、過去の価格に遡って特別調査や見積もりを実施することが困難であることから、当初積算時の類似資材の物価変動率により算定できることとしている。

ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、発注者による見積りの徴収、近隣工事における資材の調達状況の確認、また、特別調査により単価設定している場合は特別調査を行った調査機関への問い合わせを行う等により、算定する。

（２）変動後の実勢価格の算出方法

月ごとの搬入数量に応じて加重平均して算出した価格に、対象数量を乗じて算出する。

価格変動後の価格を算定する場合には、月ごとの数量が必要となるが、購入時期までを拘束していない設計書の性格上、発注者は対象数量の月ごとの内訳を想定することが困難である。このため、受注者が実際に材料を購入した状況に応じ、複数の月に現場に対象材料が搬入された場合については、加重平均により平均的な単価を決定し、対象数量を乗じて、変動後の価格を算出することとしている。

このような手法を採用するのは、対象数量と購入数量が同じであればどちらの数量を用いても結果に変わりはないが、対象数量と購入数量が異なる場合でも的確に変動後の価格を算出できるようにするためである。

３－２－５．購入価格の評価方法

・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額とする。
・購入数量が対象数量より多い場合は、「実際の購入金額×対象数量÷購入数量」で算出する。

鋼材類については、対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は受注者が実際に購入した金額そのものとする。しかし、購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象に出来る対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額としている。

３－２－６．変動額の算定

第１節 総則 ３－１－４の算定式に基づき、変動額を算出する。

３－２－７．計算例

（落札率 95%の工事の場合）

設計単価（円）	70,000
設計図書の数量（ｔ）	100

	令和●年4月	令和●年5月	令和●年6月
各月の実勢価格（円）	74,000	78,000	83,000
購入時の価格（円）	71,000	75,000	78,000
搬入時の数量（ｔ）	20	30	50

出典「工事請負契約書第 26 条第５項（単品スライド条項）運用マニュアル（案） 令和４年７月 国土交通省」

○価格変動前の金額：$M_{鋼}^{当初}$

＝設計時点の実勢価格 × 対象数量 × 落札率 ×（1 ＋ 消費税 ）

$70{,}000 \times 100 \times 0.95 \times 1.1 = 7{,}315{,}000$

○価格変動後の金額：$M_{鋼}^{変更}$

＝搬入月の実勢価格（ 加重平均 ）× 対象数量 × 落札率 ×（1 ＋ 消費税 ）

$(74{,}000 \times 20 + 78{,}000 \times 30 + 83{,}000 \times 50) \div (20 + 30 + 50) \times 100 \times 0.95 \times 1.1$

$= 7{,}970{,}000 \times 0.95 \times 1.1$

$= 8{,}328{,}650$

○実購入額：$M_{鋼}^{変更}$

$(71{,}000 \times 20 + 75{,}000 \times 30 + 78{,}000 \times 50) \times 1.1$

$= 7{,}570{,}000 \times 1.1$

$= 8{,}327{,}000$

※この場合、価格変動後の金額は、実購入額を採用

○変動額：$M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初}$

$8{,}327{,}000 - 7{,}315{,}000 = 1{,}012{,}000$

第３節　燃料油

３－３－１．対象材料

該当する材料は、ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油の５材料とする。例えば、潤滑油など燃料油でないものは対象材料とはしない。

３－３－２．対象数量

（１）　対象数量の考え方

・発注者の設計数量（以下、Ｖとする）を基本とする。
・Ｖに含まれていない、現着単価で設定されている資材や機械の運搬に要する燃料についても、その数量の妥当性が客観的に確認できるものは対象数量とすることができる。

ⅰ）発注者の設計数量Ｖにカウントされている数量（Ｖ内）

燃料油については設計図書に明示していないが、発注者の積算において、現場場内の建設機械や場外への運搬のためのダンプ等が稼働する際に必要な燃料油等として計上されているＶを基本とする。・・・①

ⅱ）発注者の設計数量Ｖにカウントされていない数量（Ｖ外）

現場に搬入される資材（現着単価で設定されている骨材・生コン・アスファルト混合物等）や機械等（建設機械・仮設材・桁等（積算上、共通仮設費（率計上部分を含む）として計上されているものを含む）の運搬過程において燃料油が使用されている。この場合、燃料油価格が分離できない構成で現着の単価や運搬費に含まれているため、対象数量とするためには、その中から燃料油に係る価格等の妥当性について発注者が客観的に確認できることが必要である。つまり、この数量については、価格等の妥当性が証明されることを条件としており、Ｖに含まれている数量とは異なり、証明されないものは対象数量とならない。・・・②、③

Ｖ内の場合
①現場場内建設機械（場外への運搬ダンプ等を含む）に使用した燃料類
Ｖ外の場合
②現着単価で設定されている各種資材（骨材・生コン・アスファルト混合物等）の運搬に要した燃料類
③共通仮設費（率および積上げ）に含まれる建設機械等（建設機械・仮設材等）の運搬および分解・組立に要した燃料類

ⅲ）減額変更する場合の取り扱い

減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、発注者の設計数量を対象数量とする。

（２） 対象数量の算定方法

Ｖ内としてカウントされている数量については書類による証明がなくとも対象数量とすることができる。

使用した燃料油のうち、主たる用途分については、受注者から購入時期や購入先、購入価格等を確認できる書類の提出がなされるものと考えられる。しかしながら、燃料油の使用形態は、非常に多岐にわたる機械で使用されるものであり、Ｖの全数量に対して証明書類を求めるのは現実的ではないことから、Ｖ内としてカウントされている数量については書類による証明がなくとも単品スライド条項の対象数量とすることができることとしている。

○Ｖ内の①のうち、主たる用途に用いた数量として、受注者からの証明がなされた数量（Ｖ１とする）
※ただし、Ｖ１がＶを超えている場合は、
Ｖ１＝Ｖとする。なお、この場合、Ｖ２＝０

○Ｖ内の①のうち、主たる用途以外に用いた数量として、受注者からの証明がなされなかった数量（Ｖ２とする）
※Ｖ２は受注者の算出した概算数量でよい。
ただし、【Ｖ１＋Ｖ２≦Ｖ】の範囲内の数量とする。

○Ｖ外の②・③の燃料油数量（Ｖ３とする）
・３－３－７ 「各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法」・「機材運搬に係る燃料油の算出方法」により、各々算出した数量の合計値（Ｖ３）を対象数量とする。ただし、上記の合計値（Ｖ３）と、受注者の購入数量（証明がなされた数量）を比較し、購入数量が小さい場合は購入数量を対象数量とする。

（３）その他

出来高部分払いを行っている場合は、出来高部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。

３－３－３．受注者への確認事項

（１）受注者は、請求しようとするスライド対象材料ごとに、３－３－２の対象数量の区分（①～③）ごとに購入数量・購入価格等に係る書類を提出することが必要である。
（２）増額変更において、必要な書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合は、対象とはならない。
（３）減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

①Ｖ内の燃料油（現場内建設機械（場外への運搬ダンプ等を含む）に使用した燃料油）の場合

＜提出書類＞
・購入した燃料類の「購入数量・購入価格・購入時期・購入先」、および「購入数量を使用した建設機械と実施工程上の整合性」を証明する書類
・なお、やむを得ない理由により証明書類が提出できない「主たる用途以外に用いた数量（Ｖ２）」については、対象材料計算総括表［**スライド様式単品 3**］

この「主たる用途以外に用いた数量」とは、そもそも燃料油は非常に多岐にわたる機械で使用されているものであり、全数量について書類の提出を求めることは現実的ではないため、厳格に用途ごとの数量の証明を義務づけることを意図したものではないことに留意されたい。このため、そもそも受注者として保存すべき書類として扱っていなかったため保存していない等のやむを得ない理由で書類が提出出来ない場合は、概算数量計算書を提出して貰うことでよい。

②Ｖ外の現着単価で設定されている各種資材（骨材・生コン・アスファルト混合物等）の運搬に要した燃料油の場合

＜提出書類＞
・購入した資材ごとに「購入数量・購入価格・出荷元・搬入時期」、および「運搬費の内燃料代」を証明する書類［**スライド様式単品 4**］

③Ｖ外の共通仮設費（率および積上げ）に含まれる建設機械等（建設機械・仮設材等）の運搬および分解・組立に要した燃料油の場合

＜提出書類＞
・運搬した機材ごとに「運搬機械・出荷元・運搬時期・運搬距離」、および「運搬費用」、「運搬費の内燃料代」を証明する書類［**スライド様式単品 5**］

④減額変更の場合の取り扱い
減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定することとするため、受注者に対し、上記①～③の提出は求めないものとする。ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、上記①～③の提出を求めるものとする。

３－３－４．単価（実勢価格の算定）

（１） 変動前の価格の決定方法

変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする。

詳細な運用については鋼材類(３－２－４（１))と同様である。

（２）変動後の実勢価格の決定方法

・証明書が提出された対象数量に関する価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料を購入した月の翌月の物価資料の価格とする。
・証明書が提出されていない場合には、工事期間の平均値（工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格）とする。

①燃料油は、鋼材類とは異なり、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌月の物価資料等に実勢価格として掲載されている。ただし、対象材料の購入が工期末の月の場合、当該月の物価資料の価格を実勢価格とする。

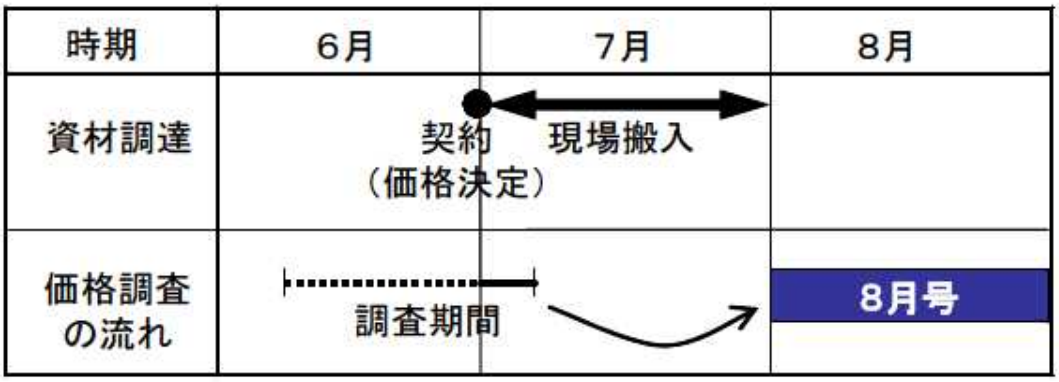

出典「工事請負契約書第 26 条第５項(単品スライド条項)運用マニュアル(案) 令和４年７月 国土交通省」

図-６ 資材調達と価格調査の流れ２(イメージ)

表-６　対象数量と単価の決定方法について

	発注者の設計数量 （V）	発注者の設計数量外	単価の決定方法 （P'）
証明書類の提出により、証明された数量	対象数量①の（V1） ※実際の証明数量が設計数量以上の場合 ：　V1＝V	対象数量 ②･③ （V3））	各月の購入数量と実勢価格による加重平均とする
やむを得ない理由により証明書類が提出されない数量	対象数量①の（V2） V2＝V－V1 ※実際の証明数量が設計数量以上の場合 ：　V2＝0		契約の翌月から工期末の前々月までの実勢価格の平均とする

※実勢価格：　購入月の翌月の「物価資料等」の価格

② 減額変更の場合の取り扱い

減額変更する場合で、発注者が有する情報では購入月ごとの購入数量が判断できない場合にあっては、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

（３）変動後の実勢価格の算出方法

設計数量内の証明された対象数量（Ｖ１）および設計数量外の資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油に係る対象数量（Ｖ３）にそれぞれの購入数量に応じて加重平均処理された単価を乗じたものと、証明されていない対象数量（Ｖ２）に工事期間中の平均単価を乗じたものとを合計して、変動後の実勢価格を決定する。

燃料油について、**３－３－２**のとおり様々な対象数量の設定方法があるため、その数量に応じて設定した単価をそれぞれの数量に乗じて合計額を算出することとしている。なお、Ｖ１、Ｖ２、Ｖ３が混在する場合、それぞれの数量に当たる価格を加重平均し、対象数量を乗じて算出することと同意義である。

３－３－５．購入価格の評価方法

（１）証明された購入数量が、**３－３－２**の対象数量（Ｖ１およびＶ３）以上であった場合は、実際の購入金額のうち、対象数量分のみの金額とする。
（２）証明されなかった数量（Ｖ２）については、**３－３－４**に基づき、発注者と同様に、工事期間の平均価格（契約の翌月から工期末の前々月迄の実勢価格の平均価格）にＶ２を乗じた額とする。

（１）受注者によって証明された購入数量が対象数量以上であった場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象に出来る対象数量のみを購入したと考えた場合の金額を購入金額とすることは、鋼材類と同様である。
（２）証明されなかった数量については、受注者もその単価を明確に把握しているとは言い難いため、単価は発注者が設定する手法と同等の手法にて算出することとしている。

３－３－６．変動額の算定

３－１－４の算定式に基づき、変動額を算出する。（**第２節鋼材類**と同様）

３－３－７．計算例

３－３－２に記載したとおり、下記の方法により算出した資材や機材等の運搬に係る燃料油の合計値（Ｖ３）よりも、該当する資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油の購入数量の方が少ない場合は、Ｖ３は実際の購入数量とする。

（１）各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法

・各種資材とは、当該工事において実勢価格が変動している主な資材である。
・資材運搬に係る燃料費の購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものを対象とする。その際には、下記の計算式より対象数量を算出する。

$Q^{※1}＝L÷S×(P×K)^{※2}÷N1×N$
※１：整数止めとし小数点以下切り捨て
※２：() の計算結果の有効数字第３位を四捨五入し、有効数字２桁

Ｑ：燃料油数量（ℓ）
Ｌ：運搬距離（km） ※片道　【プラントおよび工場等から現場までの距離】
Ｓ：規制速度（km/h）　【各々で算出】
Ｐ：運搬機械の機関出力（kw）　【建設機械等損料算定表参照】
Ｋ：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）　【建設機械等損料算定表参照】
Ｎ１：運搬車１台当り資材数量（単位）　【積載量÷資材単位体積当たり重量】
Ｎ：搬入数量（単位）　【対象数量】
※運搬距離については、適正と認められる範囲内の距離とする。

【計算例】
資材：再生骨材（４０㎜ 級）現場着価
運搬機械：１０ｔダンプトラック
Ｌ＝５（km） ※片道
Ｓ＝４０（km/h）
Ｐ＝２４６（kw）
Ｋ＝０．０４３（ℓ/kw-h）
Ｎ１＝４．６（m3）
Ｎ＝５，０００（m3）
Ｑ＝Ｌ÷Ｓ×（Ｐ×Ｋ）÷Ｎ１×Ｎ
Ｑ＝５÷４０×（２４６×０．０４３）÷４．６×５，０００＝１，４９４（ℓ）

（２）機材運搬に係る燃料油の算出方法

①共通仮設費に計上される運搬費

○共通仮設費率に含まれる運搬費・・・・・単品スライド条項対象
○積上げ項目による運搬費　　・・・・・単品スライド条項対象

１）質量２０ｔ以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
◇一般貨物運送事業の貸切り運賃表より積算していることから燃料量を抽出することが出来ないため燃料消費量より算出する。
２）仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬
◇基本運賃表より積算していることから燃料量を抽出することが出来ないため燃料消費量より算出する。
３）重建設機械の分解、組立および輸送に要する費用
◇運搬費等の率（労務費・クレーン運転費の○○％）より積算していることから燃料量を抽出することが出来ないため燃料消費量より算出する。
◇建築工事の場合、標準歩掛り等を基に算出する。

・運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象。
・下記の計算式より対象数量を算出する。

$Q^{※1}＝L÷S×(P×K)^{※2}×N$

※１：整数止めとし小数点以下切り捨て
※２：() の計算結果の有効数字第３位を四捨五入し、有効数字２桁

Ｑ：燃料油数量（ℓ）
Ｌ：運搬距離（km）※片道（往復）　【基地から現場までの距離】
Ｓ：輸送速度　３０（km/h）　【工事標準歩掛〔土木編〕準用】
Ｐ：運搬機械の機関出力（kw）　【建設機械等損料算定表参照】
Ｋ：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）　【建設機械等損料算定表参照】
Ｎ：搬入搬出　（回）　【搬入搬出回数】
　　運搬車両台数（台）　【運搬車両台数】

②共通仮設費率に含まれる運搬費

・運搬距離の起算点は各区市町村の役場とする。

【計算例】

建設機械：バックホウ０．８m3（運搬機械：２０ｔ積トレーラ）
Ｌ＝１５（km）　※片道
Ｓ＝３０（km/h）
Ｐ＝２３５（kw）
Ｋ＝０．０７５（ℓ/kw-h）
Ｎ＝２（回）
Ｑ＝Ｌ÷Ｓ×（Ｐ×Ｋ）×Ｎ
Ｑ＝１５÷３０×（２３５×０．０７５）×２＝　１８（ℓ）

③積上げ項目による運搬費

１）質量２０ｔ以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

２）仮設材（鋼矢板、H 形鋼、覆工板等）の運搬

・運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象

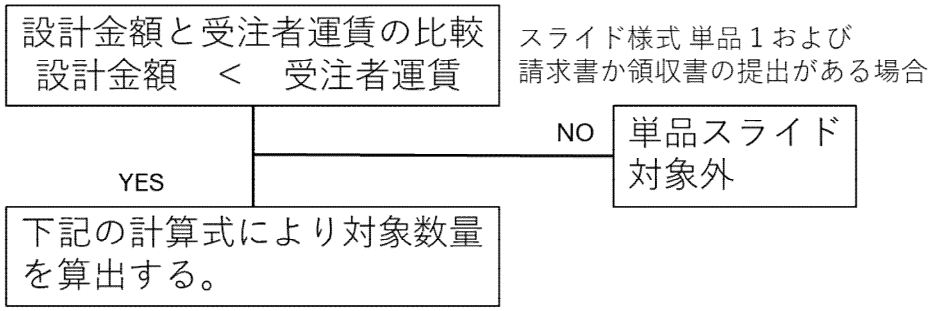

【計算例１】

建設機械：路面切削機（運搬機械：３０ｔ積トレーラ）

Ｌ＝１００（km）　※片道

Ｓ＝３０（km/h）

Ｐ＝２３５（kw）

Ｋ＝０．０７５（ℓ/kw-h）

Ｎ＝２（回）

Ｑ＝Ｌ÷Ｓ×（Ｐ×Ｋ）×Ｎ

Ｑ＝１００÷３０×（２３５×０．０７５）×２＝１２０（ℓ）

【計算例２】

仮設材：H形鋼（運搬機械：２０ｔ積トレーラ）

Ｌ＝９０（km）　※片道

Ｓ＝３０（km/h）

Ｐ＝２３５（kw）

Ｋ＝０．０７５（ℓ/kw-h）

Ｎ＝５（台）×２（搬入搬出）

Ｑ＝Ｌ÷Ｓ×（Ｐ×Ｋ）×Ｎ

Ｑ＝９０÷３０×（２３５×０．０７５）×１０＝　５４０（ℓ）

④重建設機械の分解、組立および輸送に要する費用

・運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象

・運搬費等＝（労務歩掛（特殊作業員）＋クレーン運転歩掛）×運転費等率

・詳細は、「工事標準歩掛〔土木編〕首都高速道路株式会社」による。

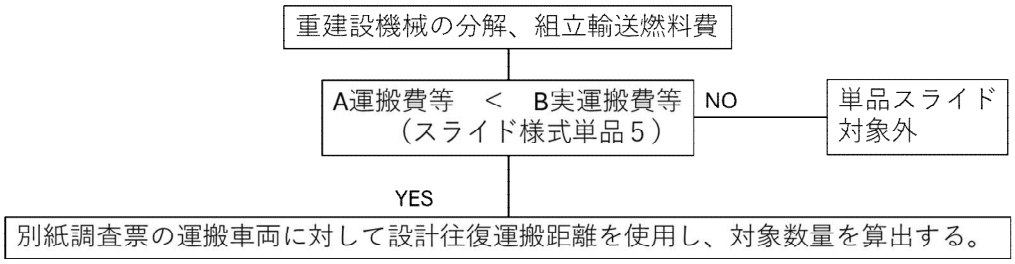

表-７　運搬費等（重建設機械分解組立輸送）

機　械　区　分	設計往復運搬距離（km）	A：運搬費等（円／往復）
ブルドーザー		
❑ 20t 級以上 21t 級以下	73 km	248,248
❑ 21t 級を超え 44t 級以下		399,360
バックホウ系		
❑ 山積 1.0m^3 以上山積 1.4m^3 以下	103 km	320,475
❑ 山積 1.4m^3 を超え山積 2.1m^3 以下		543,360
クローラクレーン系		
❑ 16t 吊以上 35t 吊以下	151 km	491,508
❑ 35t 吊を超え 80t 吊以下		886,879
❑ 80t 吊を超え 150t 吊以下		1,719,427
❑ 150t 吊を超え 300t 吊以下		3,119,138
トラッククレーン系		
❑ 100t 吊以上 120t 吊以下	208 km	1,073,689
❑ 120t 吊を超え 160t 吊以下		1,438,412
❑ 160t 吊を超え 360t 吊以下		2,923,433
❑ 360t 吊を超え 550t 吊以下		5,228,759
❑ 200t 吊以上 360t 吊以下（ﾘﾌﾀｰ使用）		3,479,000
❑ 550t 吊以下（ﾘﾌﾀｰ使用）		6,225,102
クローラ式杭打機		
❑ 機械質量 20t 以上 60t 以下	269 km	642,317
❑ 機械質量 60t を超え 100t 以下		1,153,297
❑ 機械質量 100t を超え 150t 以下		1,736,585
オールケーシング掘削機		
❑ クローラ式	162 km	1,446,028
❑ スキッド式（排出ｶﾞｽ第 1 次基準）60～65t 吊		2,008,152
❑ スキッド式（排出ｶﾞｽ第 3 次基準）70t 吊		1,935,446
❑ スキッド式（排出ｶﾞｽ第 3 次基準）100t 吊		1,856,848
❑ スキッド式（排出ｶﾞｽ 2011 年規制）100t 吊		1,863,232
地盤改良機（中層混合処理機）		
❑ 機械質量 20t 以上 60t 以下	267 km	1,356,800
❑ 機械質量 60t を超え 120t 以下		3,329,495
地盤改良機（ｻﾝﾄﾞﾊﾟｲﾙ打機・粉体噴射撹拌機・深層混合処理機・ﾌﾟﾚﾌｧﾌﾞﾘｹｲﾃｨｯﾄﾞﾊﾞｰﾁｶﾙﾄﾞﾚｰﾝ打機）		
❑ 機械質量 20t 以上 60t 以下		1,297,084
❑ 機械質量 60t を超え 120t 以下		3,329,495
❑ 機械質量 120t を超え 180t 以下		5,199,558
トンネル用機械	408km	1,296,579

出典「工事請負契約書第 26 条第５項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）令和４年７月 国土交通省」

※上記Ａ：運搬費は、以下の単価の場合であり、施工地区・年月により異なる

【条件】令和４年度土木工事標準積算基準

施工地区：東京都　千代田区（東京１７区）

単価適用年月：2022 年４月

【計算例】

重建設機械の分解、組立（ブルドーザ２１ｔ級以下）
運搬車両（セミトレーラ 20t・トラック 4t）
Ｌ＝７３（km）※往復
Ｓ＝３０（km/h）
$Ｐ_{1}$＝２３５（kw）（セミトレーラ）
$Ｐ_{2}$＝１３７（kw）（トラック）
$Ｋ_{1}$＝０．０７５（ℓ/kw-h）（セミトレーラ）
$Ｋ_{2}$＝０．０５（ℓ/kw-h）（トラック）
Ｎ＝１（台）
$Ｑ＝Ｌ÷Ｓ×(Ｐ_{1}×Ｋ_{1})×Ｎ＋Ｌ÷Ｓ×(Ｐ_{2}×Ｋ_{2})×Ｎ$
Ｑ＝７３÷３０×（２３５×０．０７５）×１＋７３÷３０×（１３７×０．０５）×１＝６０（ℓ）

（３）直接工事費に計上される運搬費

①鋼桁、門扉等工場製作品の運搬

・鋼構造物運搬費は工事標準歩掛〔土木編〕に示すように、運搬種別、運搬車両種別、運搬距離により個別に式を設定し積算していることから、燃料量を抽出することはできない。このため、燃料量は燃料消費量より（**２**）の機材運搬に準じて算出する。

②支給品および現場発生品の運搬

・対象数量に含まれている。（歩掛積算）

【単品スライド（軽油＋ガソリン）】の計算例

① 受注者 購入数量 に対する 設計数量(積算システムによる4～9月分の数量 = 56,000 L
①' 受注者 購入数量 に対する 設計数量(運用マニュアルによる算出値) = 4,000 L

軽油	出来高払い済数量(7,000L) 1月	2月	3月	購入数量（証明済み） 4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	購入数量（未証明）	購入数量合計
① 受注者 購入数量（現場内建設機械に係る数量）				5,000	10,000	15,000	14,000	5,000	1,000	50,000	5,000	55,000
①' 受注者 購入数量（資機材運搬に係る数量）				1,000			1,500	500		3,000	—	3,000
② 受注者 購入価格（税込み）	90	90	100	90	100	100	100	110	100	600	95	
③ 発注者 実勢価格（物価資料価格：税抜き）	80	90		90	90	100	110	120	110	620	95	
受注者 購入金額 ① × ②				450,000	1,000,000	1,500,000	1,400,000	550,000	100,000	5,000,000	475,000	5,475,000
受注者 購入金額 ①' × ②				90,000			150,000	55,000		295,000	—	295,000
発注者 実勢金額 （①+①'）× ③				540,000	900,000	1,500,000	1,705,000	660,000	110,000	5,415,000	475,000	5,890,000
発注者 スライド単価 p'				p' = Σ（購入数量 × 実勢価格）÷ 購入数量 = 5,890,000 ÷（55,000 + 3,000）=								102

①：未証明の購入数量（現場場内建設機械に係る数量）
②③：契約月の翌月～工期末の前々月の実勢価格の平均値）
とし、甲・乙とも同単価を計上すること。

＝ 対象数量（積算システムの数量と購入数量の小さい方）＝55,000 L
＝ 対象数量（運用マニュアル算出値と購入数量の小さい方）＝3,000 L

「現場場内建設機械に係る数量」と「資機材運搬に係る数量について複数の申請があった場合は、各月毎に各々の購入数量と購入価格の加重平均による値を【②受注者 購入価格】とすること

【購入数量 = 対象数量】のため、受注者の購入金額を採用 → 5,475,000
【購入数量 = 対象数量】のため、受注者の購入金額を採用 → 295,000
5,475,000 + 295,000 → 5,770,000

①：証明済みの各月の購入数量（現場場内建設機械に係る数量）
①'：証明済みの各月の購入数量（資機材運搬に係る数量）
②：当該数量を購入した際の購入価格
③：購入月の実勢価格（翌月の「物価資料等」の価格）

① 受注者 購入数量 に対する 設計数量(積算システムによる4～9月分の数量 = 8,000 L
①' 受注者 購入数量 に対する 設計数量(運用マニュアルによる算出値) = 1,000 L

軽油	出来高払い済数量(1,400L) 1月	2月	3月	購入数量（証明済み） 4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	購入数量（未証明）	購入数量合計
① 受注者 購入数量（現場内建設機械に係る数量）				1,000	2,000	3,000	2,800	1,000	200	10,000	0	10,000
①' 受注者 購入数量（資機材運搬に係る数量）					500	1,000	500			2,000	—	2,000
② 受注者 購入価格（税込み）	100	120	130	110	120	140	160	160	180			
③ 発注者 実勢価格（物価資料価格：税抜き）	110	120	140	110	110	130	170	170	170			
受注者 購入金額 ① × ②				110,000	240,000	420,000	448,000	160,000	36,000	1,414,000	0	1,414,000
受注者 購入金額 ①' × ②				0	60,000	140,000	80,000	0	0	280,000	—	280,000
発注者 実勢金額 （①+①'）× ③				110,000	275,000	520,000	561,000	170,000	34,000	1,670,000	0	1,670,000
発注者 スライド単価 p'				p' = Σ（購入数量 × 実勢価格）÷ 購入数量 = 1,670,000 ÷（10,000 + 2,000）=								139

出来高払い済(単品スライド対象外) ｜ 未払い(単品スライド対象の請負代金額 = P)

「購入数量(証明済み)の合計数量が設計数量を超過している場合は、「購入数量（未証明分）」については計上できない。
⇓
（証明済み + 未証明分）≦設計数量

＞ 対象数量（積算システムの数量と購入数量の小さい方）＝55,000 L
＞ 対象数量（運用マニュアル算出値と購入数量の小さい方）＝3,000 L

【購入数量 > 対象数量】のため、受注者の購入金額を調整
(8,000 / 10,000) × 1,414,000 = 1,131,200 → 1,131,200
【購入数量 > 対象数量】のため、受注者の購入金額を調整
(1,000 / 2,000) × 280,000 = 140,000 → 140,000
1,131,200 + 140,000 → 1,271,200

【スライド額の算出】

単品スライド対象の請負代金額	P	50,000,000円（税込み）	※部分払いの対象となった出来形部分に相応する請負代金相当額を除く
落札率	k	90%	
当初設計単価	p	軽油：80 円 、 ガソリン：110 円	
発注者 スライド単価	p'	軽油：102 円 、 ガソリン：139 円	
M変更・油(発注者)		[102 ×（55,000 + 3,000）+ 139 ×（8,000 + 1,000)] × 0.9 × 1.1 = 7,095,330	
M変更・油(受注者)		5,770,000 + 1,271,200 = 7,041,200	
M変更・油(発注者)		[80 ×（55,000 + 3,000）+ 110 ×（8,000 + 1,000)] × 0.9 × 1.1 = 5,573,000	
変更額 油		7,041,200 - 5,573,000 = 1,467,500	※単品スライド対象の請負代金額(P)に対して、1%以上の変動有り
単品スライド額	S	1,467,500 - 50,000,000 × 1% = 967,500	※ S = 変動額 油 − P × 1%
単品スライド額(税抜き)	S'	967,500 × 100 /110 = 879,545 ≒ 870,000（万円未満切り捨て）	
単品スライド額(税込み)		870,000 × 1.1 = 957,000	

M変更・油(発注者)とM変更・油(受注者)の金額を比較し、安価となる方を以下の変動額計算に使用する。
ただし、実際の購入金額が適当な購入金額であることを示し、実際に購入金額が適当な購入金額であると認められる場合であっては、実際の購入金額が実勢価格に基づき算出した額よりも高い場合でも、実際の購入金額とする。

「軽油」と「ガソリン」は同品目であるため、品目の合計額に対して請負代金額の1%のチェックを行う点に注意！！

図-7　単品スライド(軽油＋ガソリン)の計算例

第４節　その他の主要な工事材料

３－４－１ 対象材料

（１） 対象材料の考え方

アスファルト類、コンクリート類等の「鋼材類、燃料油以外の主要な工事材料」を対象とする。主要な工事材料について原材料、生産主体および機能・使用部位といった観点から品目ごとに分類を行う。

石油や石炭等の原材料の高騰等により、アスファルト類、コンクリート類等の価格も短期間で急激に上昇しうることから、鋼材類、燃料油以外の主要な工事材料も対象としている。なお、アスファルト類、コンクリート類以外の主要な工事材料については、受発注者間の協議により決定する。

アスファルト類の対象工事材料としては、アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等が想定され、コンクリート類の対象工事材料としては、レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等が想定されるが、対象材料については工事ごとに受発注者間の協議により決定する。

（２） その他

① 市場単価・土木工事標準単価

・アスファルト類、コンクリート類等の「鋼材類以外の主要な工事材料」を使用し、市場単価・土木工事標準単価（以下「市場単価等」という。）を用いて積算している工種において、材料費が分離できる場合には対象とすることができる。 ・ただし材料費が分離できない市場単価でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。

工種ごとの単価が示されている市場単価等において、材料費が分離できる構成となっている場合は、その材料費の変動に伴う工事価格の変動を把握することが可能であることから、対象とすることができることとしている。

運用については３－２－１と同様とする。

３－４－２．対象数量

・鋼材類以外の主要な工事材料についても、原則、発注者の設計図書の数量を対象とするが、発注者の設計数量の範囲内で、施工によるロス等の数量についても加味することができる。なお、このロス分を対象数量とする場合は、ロス分についてスクラップ等で売却する金額についても適切に処理する。
・任意仮設等、数量表に一式で計上されている工種は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする。

① 基本事項

３－２－２と同様とする。

② 任意仮設等、数量表に一式で計上されている工種の取り扱い

３－２－２と同様とする。

③ アスファルト類の取り扱い

アスファルト類については、設計図書に舗装面積等としては示されてはいるが、舗装材の数量（重量または体積）が示されていない場合もある。積算上は、舗装材の数量は下記の式により計算されている。

（アスファルト混合物の重量）
面積× 厚さ× 締め固め後密度※ ×（１＋ ロス率※ ）
（アスファルト乳剤の散布量）
面積× 標準散布量※
※各値は設計で用いた数値を採用する。

舗装工事は性能規定で発注されている場合もあり、必ずしも発注者が設計時点で想定したものと、実際に施工したものが一致しているとは限らない。この場合、任意仮設と同様に、対象数量は発注者が想定した舗装材についてその設計数量を対象数量とする。

④ コンクリート類の取り扱い

施工パッケージ型積算基準を使用している場合の設計数量（設計図書の数量にロスを加えた数量）の算出例については、次のとおりである。

設計図書の数量×（標準単価×コンクリート構成比率／東京地区コンクリート単価）

⑤ 建築工事において、材料の数量（重量）が明示されていない場合の取り扱い

設計図書に対象面積等は示されてはいるが、材料の数量（重量）が示されていない場合は、標準歩掛りから数量（重量）を算出することを基本とする。

⑥ 減額変更する場合の取り扱い

３－２－２と同様とする。

発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときの数量の取り扱いは上記①～④に準じるものとするが、証明数量が設計図書の数量を下回る場合（証明数量＜設計図書の数量）は、発注者の設計数量を対象数量とする。

⑦ その他

出来形部分払いを行っている場合は、当該出来形部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを設計数量とする。

３－４－３．受注者への確認事項

・鋼材類以外の主要な材料も、基本的に材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先、単価・購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の提出を受注者に求めること。
・増額変更において、必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。
・減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

① 基本事項

３－２－３と同様とする。なお、鋼材類については、独自の商慣行に基づき、やむを得ない場合は一部証明書類の提出の省略を規定しているが、その他の主要な工事材料について、同等の事情があると認められる場合は、同規定を準用することができる。

② 任意仮設等、数量表に一式で計上されている工種の取り扱い

３－２－３と同様とする。

③ 材料の「搬入」の取り扱い

３－２－３と同様とする。

④ アスファルト類の取り扱い

自社内での取引である等の理由により、納品書、請求書、領収書等が存在しない場合は、それに代わる社内書類で購入価格の証明を求める。また、受注者からの証明金額が工場渡しである場合は、運搬費に要した金額をあわせて証明を求める。ただし、運搬費用の算出が困難な場合には、燃料油と同様に計算式により算出する。その際、物価資料（現着単価）と比較して安価な単価をスライド算定に用いる。

⑤ 減額変更する場合の取り扱い

３－２－３と同様とする。

３－４－４．単価（実勢価格の算定）

（１） 変動前の価格の決定方法

変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする。

３－２－４と同様とする。

（２） 変動後の実勢価格の決定方法

・アスファルト類やコンクリート類等、契約と現場搬入の時期に差がある材料の価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、鋼材類の変動後の実勢価格の決定・算出方法（３－１－４，３－２－４）に準じて対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とする。
・これ以外の主要な工事材料においても、鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については、燃料油の変動後の実勢価格の決定・算出方法（３－１－４，３－３－４）と同様に対象材料を購入した翌月の物価資料の価格とする。

３－４－５．購入価格の評価方法

・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額とする。
・購入数量が対象数量より多い場合は、「実際の購入金額×対象数量÷購入数量」で算出する。

対象材料となる場合は、対象数量より多い数量の搬入時期等が証明された場合である。対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は受注者が実際に購入した金額そのものとする。しかし、購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象にできる対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額である。一例として、内訳書の数量に記載がなく、施工上必要となる鋼材等については、対象としない。

３－４－６．変動額の算定

３－１－４の算定式に基づき、変動額を算出する。（**第２節鋼材類**と同様）

第５節　請求等手続きおよび提出様式

３－５－１．請求時期

工期末の２ヶ月前までに請求を行う。

単品スライド条項の請求は、工期内で必要な協議期間および契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の２ヶ月前までとしている。協議開始から協議終了までの期間として２８日間を確保することが一般的であるが、工期末の直近で請求があった場合など十分な協議期間が確保できないことも考えられることから、協議期間については、受発注者協議の上、適切に措置する必要がある。

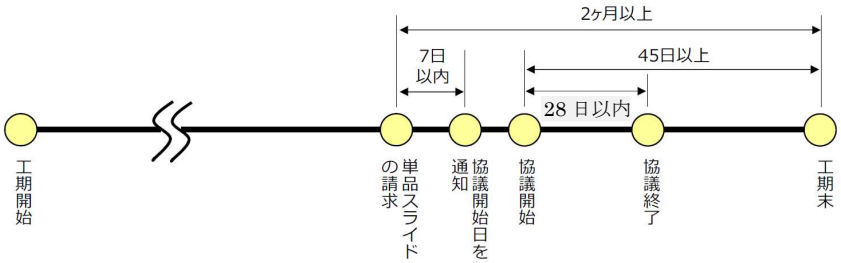

出典（一部編集）「工事請負契約書第 26 条第５項（単品スライド条項）運用マニュアル（案） 令和４年７月 国土交通省」

図-８　単品スライド請求のスケジュール（イメージ）

３－５－２．協議の手続き

スライド額の算定にあたって、「対象工事費・対象数量」は、「最終的な全体工事費・契約数量」をもって行うことが原則であることから、協議開始日までに、単品スライド分を除く最終の変更設計をすることが望ましい。その後、受発注者協議の上で単品スライド額を確定し、契約により最終請負代金額を確定させるが、最終的な数量の確定までに期間を要する場合などこれによりがたい場合も想定されることから、その場合は、受注者と十分調整の上実施すること。

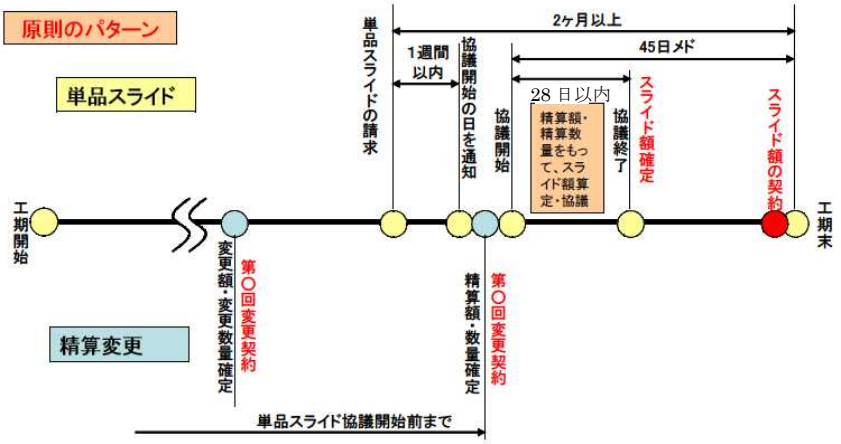

出典（一部編集）「工事請負契約書第 26 条第５項（単品スライド条項）運用マニュアル（案） 令和４年７月 国土交通省」

図-９　単品スライド請求のスケジュール２（イメージ）

３－５－３．出来形部分検査

出来形部分検査時に、要請がある場合、単品スライド条項を適用することができる旨を記載するものとする。

材料単価の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となる恐れがある場合は、出来形部分検査請求と、同時もしくは事前に、契約書第 26 条第５項の請求を行うことで、当該検査の出来高部分も条項適用対象とできる。

出来高請求を行う場合でその部分について受注者がスライド適用の請求対象としたい旨の要請がある場合は、出来高部分の確認を発注者に請求する際、その旨を「出来形部分検査請求書」に併せて記載する（**スライド様式単品 10**）。また、発注者は出来形部分検査認定書に単品スライド条項の請求対象となる旨を記載する（**スライド様式単品 11**）。なお、その場合、以降の工事は単品スライド条項の請求対象となる。（それ以降の出来形部分検査認定書に単品スライド条項の請求対象となる旨を記載する）

３－５－４．部分引き渡しにかかる指定部分の取り扱い

部分引き渡しを行う「指定部分」は、指定部分の工期の２ヶ月前までに請求する。

部分引き渡しを行う指定部分については、その部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、指定部分の工期 2 ヶ月前までに単品スライド請求を行う。

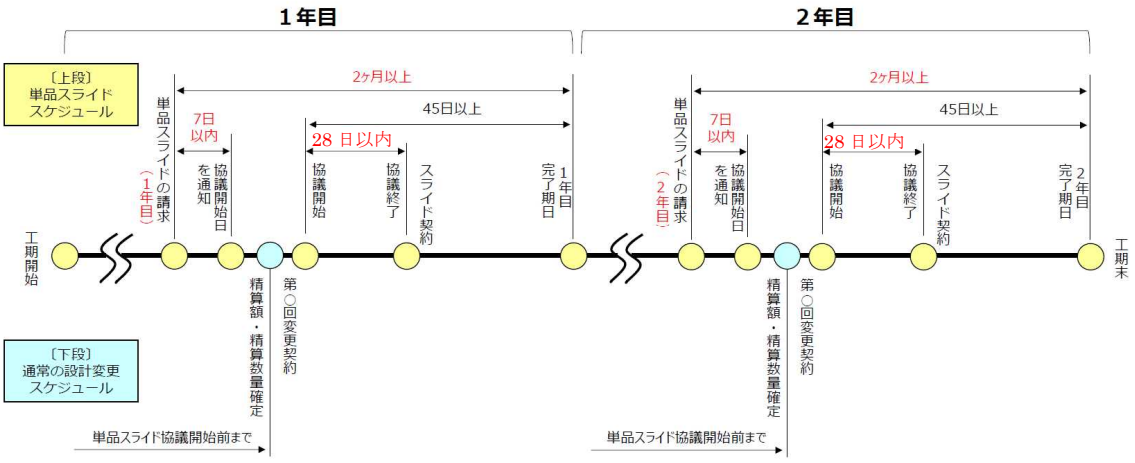

出典（一部編集）「工事請負契約書第 26 条第５項（単品スライド条項）運用マニュアル（案） 令和４年７月 国土交通省」

図-１０　複数年度にわたる維持工事で年度ごとに出来形部分検査を行う場合の単品スライドと通常の設計変更の関係（イメージ）

第４章　インフレスライド

４－１. 適用対象工事

インフレスライドの適用対象工事は、下記のとおりとする。
（１）契約書第 26 条第 6 項の請求は、**第２章　全体スライド２－２.（３）**に定める残工期が**２－２.（２）**に定める基準日から起算して残工期が２ヶ月以上あること。
（２）発注者および受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

４－２. 請求日および基準日等

第２章全体スライド　２－２による。

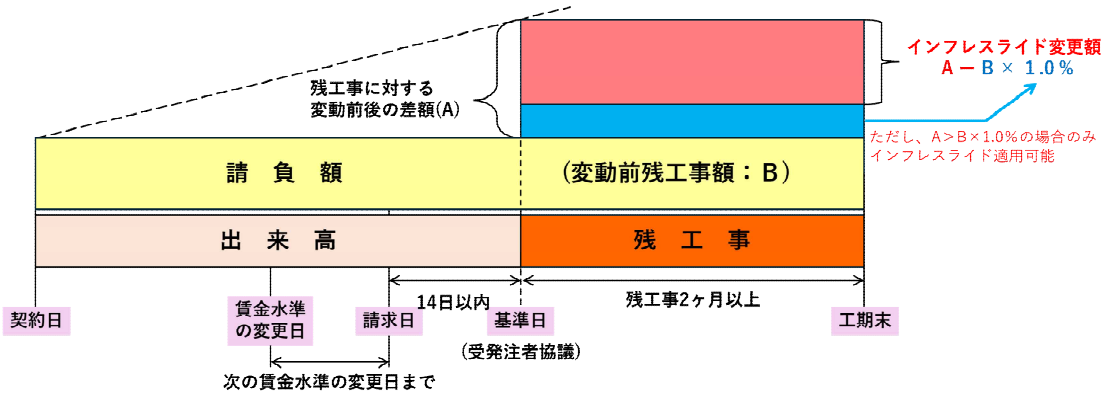

図-１１　インフレスライドの概念図　（請負代金額・受注者負担の例）

４－３. スライド協議の請求

発注者または受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

・スライド対象の確認
スライド判定にあたっては、設計変更に伴う変更契約を行った上で、出来高を確認し、変動前と変動後残工事請負代金額により判定することを基本とする。

・　スライド協議の請求
発注者または受注者からのスライド協議の請求は、書面（**スライド様式 1-1**）により行うこととする。また、基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から２ヶ月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。なお、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者または受注者からのスライド協議の請求は、１回を基本とする。
・　スライド額協議開始日
発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から７日以内に

受注者に書面（**スライド様式 3**）により通知する。

・ 実施フロー
別紙１−２を参照すること。

４－４. 請負代金額の変更

（1）賃金等の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の 100 分の 1 に相当する金額を超える額とする。
（2）増額スライド額については、**第２章. 全体スライド　２－４**（2）に記載の増額スライド額$S_{増}$の式において※項を「1/100」として算定する。
（3）減額スライド額については、**第２章. 全体スライド　２－４**（3）に記載の減額スライド額$S_{減}$の式において※項を「1/100」として算定する。
（4）スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料ならびにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費および一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

４－５. 出来高数量の確認

第２章全体スライド　２－５による。

４－６. 物価指数

第２章全体スライド　２－６による。

４－７. 変更契約の時期

第２章全体スライド　２－７による。

４－８. インフレスライドおよび単品スライドの併用

第２章全体スライド　２－８による。

４－９. その他留意事項

第２章全体スライド　２－９による。

別紙1-1

工事請負契約書第26条第1項～第4項にかかる実施フローおよび様式

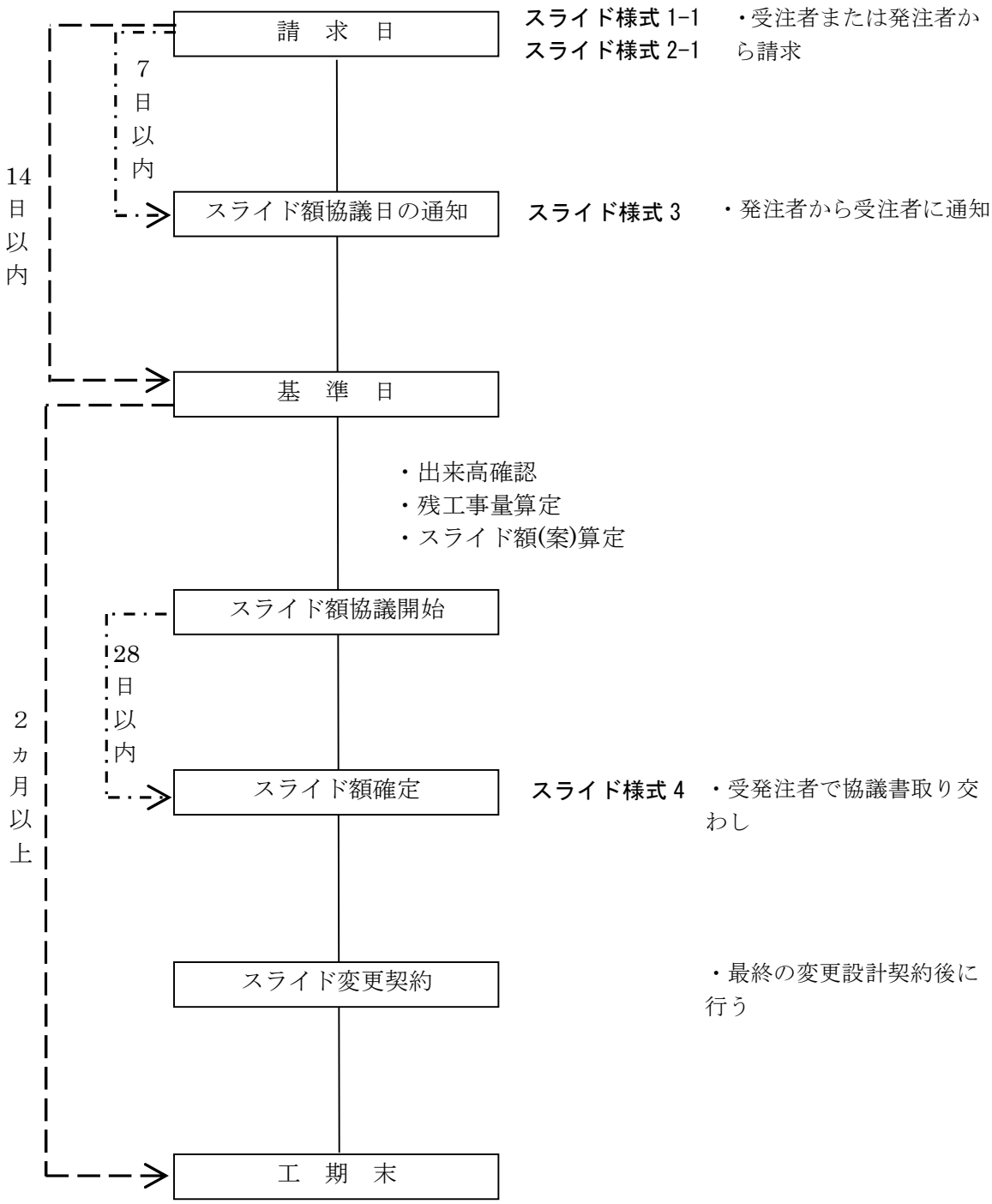

別紙 1-2

工事請負契約書第 26 条第 6 項にかかる実施フローおよび様式

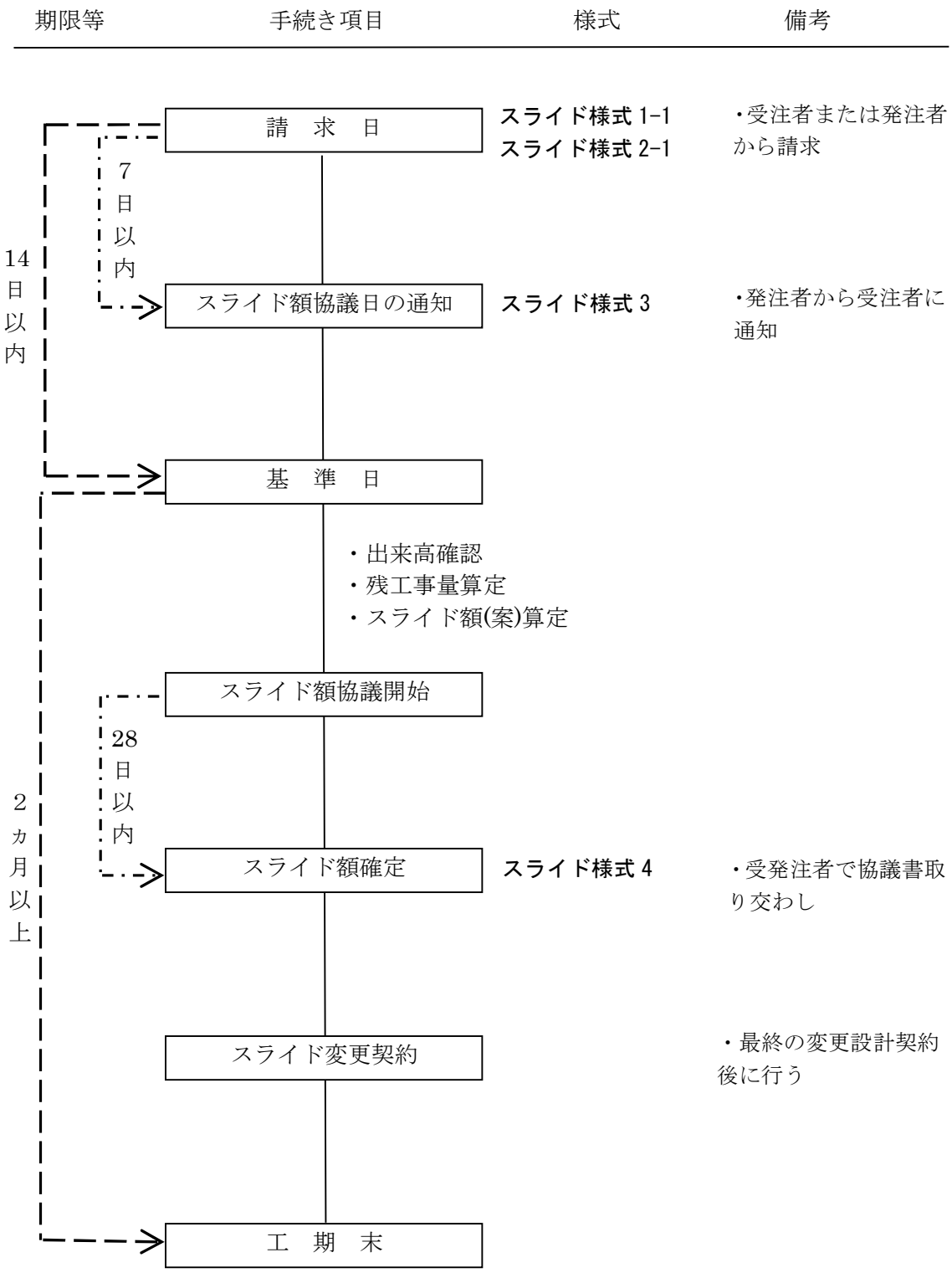

別紙1-3

工事請負契約書第26条第5項にかかる実施フローおよび様式

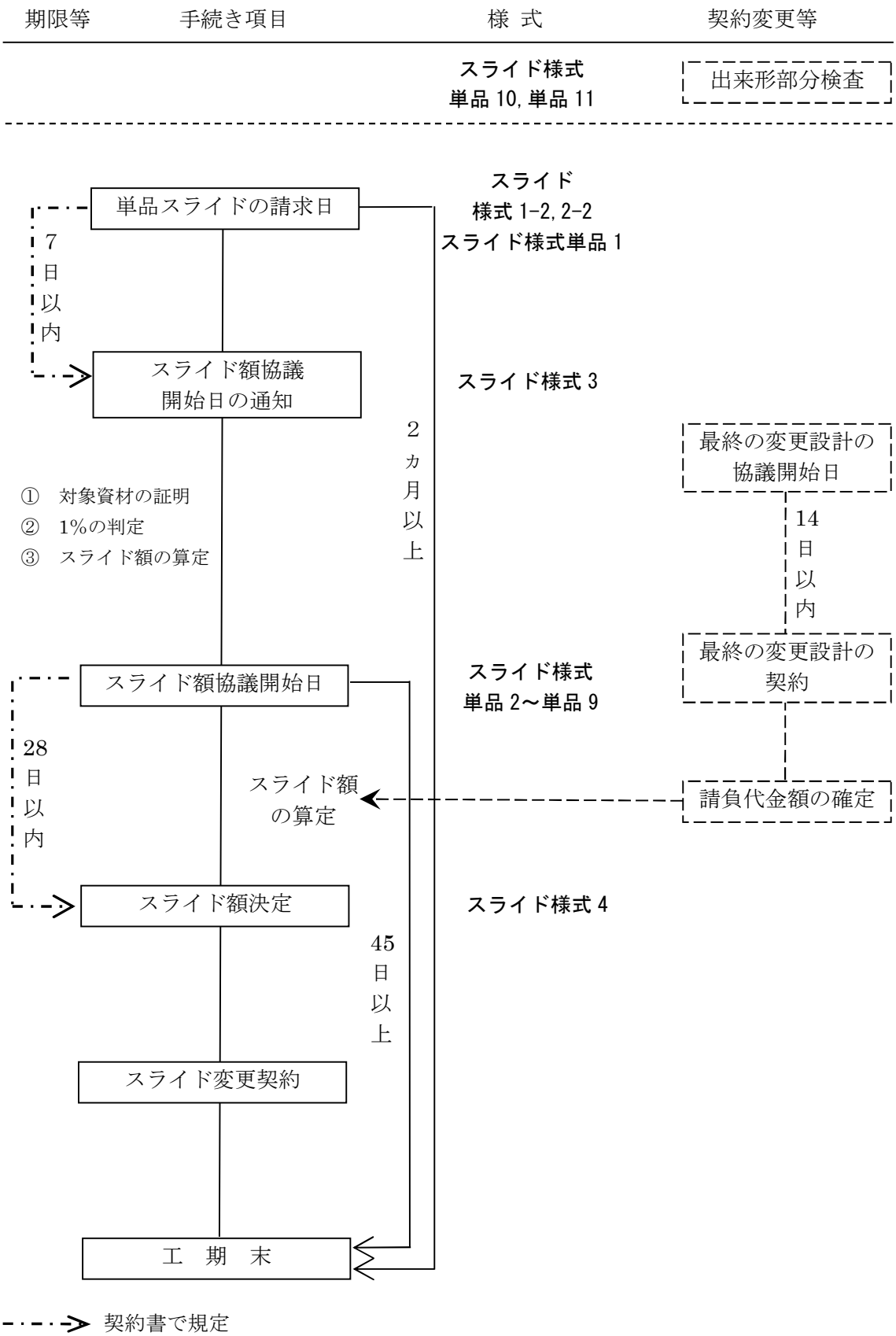

別紙２

●工事請負契約書第 26 条第 5 項 請求等手続き書類一覧

様式 （単スラ）	名称	提出時期等	流れ	備考
スライド様式単品 10	出来形部分検査請求書	出来形部分検査請求時	受注者→ 総括監督員	
スライド様式単品 11	第○回出来形部分検査認定書	出来形部分検査終了後	総括監督員 →受注者	
スライド様式 1-2, 2-2	工事請負契約書第 26 条第 5 項に基づく請負代金額の変更について（請求）	工期末の２ヶ月前まで（部分しゅん功においては、指定部分の２ヶ月前まで）	受注者→ 契約責任者 または 契約責任者 →受注者	スライド様式 1-2, 2-2 を提出することにより、単品スライド請求をしたことになる。
スライド様式単品 1	請負代金額変更請求概算計算書		受注者→ 契約責任者	
スライド様式社内 1	工事請負契約書第 26 条[第 1 項・第 5 項・第 6 項]に基づく請負代金額の変更に係る協議について(依頼)		契約責任者 → 総括監督員	
スライド様式 3	工事請負契約書第 26 条第 8 項に基づく協議の開始日について（通知）	スライド様式 1-2, 2-2 が提出された日から 7 日以内	総括監督員 →受注者	受注者からの請求日から 7 日以降に工期の延期を想定している場合は、「工期末の４５日前」と記載する。
スライド様式単品 2	請負代金額変更請求額計算書	スライド様式 3 で通知した協議開始の日より前に提出するものとするが、スライド様式単品 6, 単品 7 の作成期間を考慮し、受注者と調整する	受注者→ 総括監督員	
スライド様式単品 3	請負代金額変更の対象材料計算総括表			
スライド様式単品 4	各種資機材の材料証明書		（スライド様式単品 3 に添付）	
スライド様式単品 5	建設機械の貨物自動車等による運搬にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）等			
スライド様式単品 6	スライド変更等協議書	スライド様式 3 で通知した協議開始の日	総括監督員 →受注者	本様式は、協議開始の日に、発注者から受注者に、対象の品目、規格、数量等について協議する場合に、必要に応じて使用する。
スライド様式単品 7	工事請負契約書第 26 条第 5 項の対象材料内訳書	スライド様式単品 6 と同時		
スライド様式 4	工事請負契約書第 26 条に基づく請負代金額の変更について（協	スライド様式 3 で通知した協議開始の日から 28 日以内	総括監督員 →受注者	スライド額協議開始日から 28 日以内

	議）			
スライド様式単品 8	スライド調書	スライド様式 4 に添付		
スライド様式単品 9	スライド額計算書	スライド様式 4 に添付		
スライド様式社内 2	工事請負契約書第 26 条[第 1 項・第 5 項・第 6 項]に基づく請負代金額の変更について（報告）		総括監督員 → 契約責任者	・スライド様式 4, 単品 8, 9 に加え、スライド様式単品 3～単品 5 または単品 6 を添付すること

別紙３

●工事請負契約書第 26 条第 5 項 各様式の注意事項

スライド 様式 1-2, 2-2	請求の際には、変更請求概算額およびその概算額計算書を作成し、提出すること。 なお、**スライド様式 1-2, 2-2** 提出時の請求額はあくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題ない。
スライド様式単品 1	１．購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。 ２．対象材料は、品目ごとおよび購入年月ごとにとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。 ３．変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。 ４．詳細に数量計算が出来る場合は、**スライド様式単品 2** を用いてもよい。
スライド様式単品 2	１．購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。 ２．対象材料は、品目ごとおよび購入年月ごとにとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。 同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合や購入先が異なる場合は、区分するものとする。 ３．変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。
スライド様式単品 3	１．購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。 ２．対象材料は、品目ごとおよび購入年月ごとに取りまとめるものとする。なお、取りまとめ数量欄が足りない場合は、別紙に取りまとめるものとする。ただし同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。また、当該品目が同一月で複数の工種や機械で使用されている場合、監督職員より工種や機械ごと等の内訳を提出するよう要求があった場合など、追加資料が必要な場合がある。
スライド様式単品 10	**スライド様式 1-2, 2-2** が提出されていない時点で、当該出来形部分を単品スライドの対象とする場合に、工事関係様式集の様式第 68 に替えて使用する。
スライド様式単品 11	**スライド様式単品 10** が提出された場合は、工事関係様式集の様式第 70 に替えて使用する。

別紙４

市場単価・土木工事標準単価の扱い＜市場単価＞

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
鉄筋工（太径鉄筋含む）	鉄筋工	鉄筋加工・組立	t	①	鋼材類
鉄筋工（ガス圧接工）	ガス圧接工	ガス圧接工　手動（半自動）・自動	箇所	②	材料分離不可
ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ工	ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ工	設置	m2	②	材料分離不可（※②）
防護柵設置工（ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ）	ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ設置工	標準型（土中建込）	m	②	材料分離不可（※②）
		標準型（ｺﾝｸﾘｰﾄ建込）	m	②	材料分離不可（※②）
		耐雪型（土中建込）	m	②	材料分離不可（※②）
		耐雪型（ｺﾝｸﾘｰﾄ建込）	m	②	材料分離不可（※②）
		部材設置（ﾚｰﾙ設置）（耐雪型含む）	m	①	鋼材類
防護柵設置工（ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ）	ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ設置工	標準型（土中建込）	m	②	材料分離不可（※②）
		標準型（ｺﾝｸﾘｰﾄ建込）	m	②	材料分離不可（※②）
		部材設置（ﾊﾟｲﾌﾟ設置）	m	①	鋼材類
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	横断・転落防止柵設置工	土中建込	m	①	鋼材類
		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ建込	m	①	鋼材類
		ｺﾝｸﾘｰﾄ建込	m	①	鋼材類
		ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ固定	m	①	鋼材類
		部材設置（ﾋﾞｰﾑまたはﾊﾟﾈﾙの設置）	m	①	鋼材類
		根巻きｺﾝｸﾘｰﾄ設置	m	②	材料分離不可
防護柵設置工（落石防護柵）	落石防護柵設置工	中間支柱設置工	本	②	材料分離不可
		端末支柱設置工	本	②	材料分離不可
		ﾛｰﾌﾟ・金網設置工（間隔保持材付き）	m	②	材料分離不可
		ﾛｰﾌﾟ・金網設置工（上弦材付き）	m	②	材料分離不可
		ｽﾃｰﾛｰﾌﾟ設置工	本	②	材料分離不可
防護柵設置工（落石防止網）	落石防止網設置工	金網・ﾛｰﾌﾟ設置	m2	②	材料分離不可
		ｱﾝｶｰ設置	箇所	②	材料分離不可
		ﾎﾟｹｯﾄ式支柱（ｱﾝｶｰ固定式）	箇所	②	材料分離不可
法面工	法面工	ﾓﾙﾀﾙ吹付工	m2	②	材料分離不可
		ｺﾝｸﾘｰﾄ吹付工	m2	②	材料分離不可
		機械播種施工による植生工（植生基材吹付工）	m2	②	材料分離不可
		機械播種施工による植生工（客土吹付工、種子散布工）	m2	②	材料分離不可
		人力施工による植生工（植生ﾏｯﾄ工、植生ｼｰﾄ工）	m2	②	材料分離不可
		人力施工による植生工（植生筋工、筋芝工）	m2	②	材料分離不可
		人力施工による植生工（張芝工）	m2	②	材料分離不可
		ﾈｯﾄ張工（繊維ﾈｯﾄ工）	m2	②	材料分離不可
吹付枠工	吹付枠工	ﾓﾙﾀﾙ・ｺﾝｸﾘｰﾄ	m	②	材料分離不可
		ﾗｽ張工	m2	②	材料分離不可
道路植栽工	道路植栽工	植樹工	本	①	その他材料
		支柱設置	本（m）	②	材料分離不可
		地被類植付工	鉢	①	その他材料
		植樹管理（せん定）	本（m2）	－	材料費含まず
		植樹管理（施肥）	本（m2）	①	その他材料
		植樹管理（除草・芝刈・灌水）	m2	－	材料費含まず
		植樹管理（防除）	本（m2）	①	その他材料
		移植工（掘取工）	本	②	材料分離不可
橋梁用伸縮継手装置設置工	橋梁用伸縮継手装置設置工		m	①	鋼材類
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		m	①	鋼材類・その他材料
薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工	樹脂ﾓﾙﾀﾙ舗装工	m2	②	材料分離不可
		景観透水性舗装工	m2	②	材料分離不可
		樹脂系すべり止め舗装工	m2	②	材料分離不可
道路標識設置工	道路標識設置工	標識柱・基礎設置（路側式）	基	②	材料分離不可
		標識柱設置（片持式）	基	①	鋼材類
		標識柱設置（門型式）	基	①	鋼材類
		標識基礎設置（片持式・門型式）	m3	②	材料分離不可
		標識板設置（案内標識）	m2	②	材料分離不可
		標識板設置（警戒・規制・指示・路線）	m2	①	鋼材類
		添架式標識板取付金具設置（信号ｱｰﾑ部）	基	②	材料分離不可
		添架式標識板取付金具設置（照明柱・既設標識柱）	基	②	材料分離不可
		添架式標識板取付金具設置（歩道橋）	基	①	鋼材類

出典「工事請負契約書第 26 条第５項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)　令和４年７月　国土交通省」

取扱い欄　①：市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種
②：市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種
（備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。）

市場単価・土木工事標準単価の扱い＜市場単価＞

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
道路付属物設置工	道路付属物設置工	視線誘導標設置・土中建込用	本	②	材料分離不可（※②）
		視線誘導標設置・ｺﾝｸﾘｰﾄ建込用（穿孔含む）	本	②	材料分離不可（※②）
		視線誘導標設置・ｺﾝｸﾘｰﾄ建込用（穿孔含まない）	本	②	材料分離不可（※②）
		視線誘導標設置・防護柵取付用	本	②	材料分離不可（※②）
		視線誘導標設置・構造物取付用	本	②	材料分離不可（※②）
		視線誘導標設置（ｽﾉｰﾎﾟｰﾙ併用型）	本	②	材料分離不可（※②）
		境界杭設置	本	①	その他材料
		道路鋲設置（穿孔式）	個	②	材料分離不可（※②）
		道路鋲設置（貼付式）	個	②	材料分離不可（※②）
		車線分離標設置（可変式・着脱式）（穿孔式）	本	②	材料分離不可（※②）
		車線分離標設置（固定式）（貼付式）	本	②	材料分離不可（※②）
		境界鋲設置　金属製	本	①	その他材料
公園植栽工	公園植栽工	植樹工	本	①	その他材料
		支柱設置	本（m）	②	材料分離不可
		地被類植付工	鉢	①	その他材料
軟弱地盤処理工	軟弱地盤処理工	ｻﾝﾄﾞﾄﾞﾚｰﾝ工	m	①	その他材料
		ｻﾝﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝﾊﾟｲﾙ工	m	①	その他材料
橋面防水工	橋面防水工	ｼｰﾄ系防水	m2	②	材料分離不可
		塗膜系防水	m2	②	材料分離不可
ｸﾞﾙｰﾋﾞﾝｸﾞ工	ｸﾞﾙｰﾋﾞﾝｸﾞ工		m2	－	材料費含まず
鉄筋挿入工（ﾛｯｸﾎﾞﾙﾄ工）	鉄筋挿入工	鉄筋挿入工	m	①	鋼材類・ｺﾝｸﾘｰﾄ類
		仮設足場の設置・撤去	空m3	②	材料分離不可
ｺﾝｸﾘｰﾄ表面処理工（ｳｫｰﾀｰｼﾞｪｯﾄ工）	ｺﾝｸﾘｰﾄ表面処理工		m2	②	材料分離不可

出典「工事請負契約書第 26 条第５項（単品スライド条項）運用マニュアル（案） 令和４年７月 国土交通省」

市場単価・土木工事標準単価の扱い＜市場単価：営繕工事＞

工種	名称	工事材料	取扱い※	備考
建築工事	防水工事	アスファルト防水,シーリング,防水入隅処理	②	材料分離不可
	金属工事	軽量鉄骨下地	②	材料分離不可
	左官工事	左官、吹付、防水入隅処理	②	材料分離不可
	建具工事	ガラス類	②	材料分離不可
	塗装工事	塗装類	②	材料分離不可
	内外装工事	内装床類、内装ボード類	②	材料分離不可
電気工事	配管工事	防火区画貫通処理(ケーブルラック、金属管用)	②	材料分離不可
	配線工事	絶縁電線、絶縁ケーブル	②	材料分離不可
	接地工事	接地極	②	材料分離不可
	動力設備工事	動力機その他接続材料	②	材料分離不可
	雷保護設備工事	接地埋設票	②	材料分離不可
機械工事	保温工事	保温類(配管用、ダクト用及び消音内貼)	②	材料分離不可
	ダクト工事	低圧ダクト、低圧チャンバ制気口及びダンパ等	②	材料分離不可
	給排水衛生設備工事	大便器、小便器、洗面器	②	材料分離不可

市場単価・土木工事標準単価の扱い＜土木工事標準単価＞

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
区画線工	区画線工	溶融式（手動）	m	①	燃料油・その他材料
		ﾍﾟｲﾝﾄ式（車載式）	m	①	燃料油・その他材料
		区画線消去（削取り式）	m	①	燃料油・その他材料
		区画線消去（ウオータージェット式）	m	－	材料費含まず
	区画線工（北海道特殊規格）	溶融式（車載式）	m	①	燃料油・その他材料
		ﾍﾟｲﾝﾄ式（車載式）	m	①	燃料油・その他材料
		ﾍﾟｲﾝﾄ式（手動）	m	①	燃料油・その他材料
高視認性区画線工	高視認性区画線工	リブ式・溶融式	m	①	燃料油・その他材料
		非リブ式・溶融式	m	①	燃料油・その他材料
		区画線消去（削取り式）	m	①	燃料油
橋梁塗装工	橋梁塗装工	新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装　素地調整	m2	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装　研磨材及びｹﾚﾝかす回収・積込工	m2	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装　ﾐｽﾄｺｰﾄ	m2	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装　下塗り塗装	m2	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装　中塗り塗装	m2	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装　上塗り塗装	m2	②	材料分離不可
		塗替塗装　清掃・水洗い	m2	②	材料分離不可
		塗替塗装　素地調整	m2	②	材料分離不可
		塗替塗装　研磨剤及びｹﾚﾝかす回収・積込工	m2	②	材料分離不可
		塗替塗装　下塗り塗装	m2	②	材料分離不可
		塗替塗装　中塗り塗装	m2	②	材料分離不可
		塗替塗装　上塗り塗装	m2	②	材料分離不可
構造物とりこわし工	構造物とりこわし工	無筋構造物	m3	－	材料費含まず
		鉄筋構造物	m3	－	材料費含まず
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積工	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積工	ﾌﾞﾛｯｸ積工（練積・空積）	m3	①	ｺﾝｸﾘｰﾄ類
排水構造物工	排水構造物工	U字側溝	m	①	ｺﾝｸﾘｰﾄ類
		自由勾配側溝	m	①	ｺﾝｸﾘｰﾄ類
		蓋版	枚	①	鋼材類・ｺﾝｸﾘｰﾄ類
鋼製排水溝設置工	鋼製排水溝設置工	鋼製排水溝設置	m	①	鋼材類

出典「工事請負契約書第 26 条第５項(単品スライド条項)運用マニュアル(案) 令和４年７月 国土交通省」

取扱い欄 ①：市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種
②：市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種
（備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。）

市場単価・土木工事標準単価の扱い＜土木工事標準単価＞

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
表面被覆工（ｺﾝｸﾘｰﾄ保護塗装）	表面被覆工（ｺﾝｸﾘｰﾄ保護塗装）	下地処理	m2	－	材料費含まず
		ﾌﾟﾗｲﾏｰ塗布（CC-A塗装、CC-B塗装）	m2	②	材料分離不可
		下地調整（CC-A塗装、CC-B塗装）	m2	②	材料分離不可
		塗装（中塗り）（CC-A塗装）	m2	②	材料分離不可
		塗装（中塗り）（CC-B塗装）	m2	②	材料分離不可
		塗装（上塗り）（CC-A塗装）	m2	②	材料分離不可
		塗装（上塗り）（CC-B塗装）	m2	②	材料分離不可
表面含浸工	表面含浸工	簡易清掃	m2	－	材料費含まず
		下地処理	m2	－	材料費含まず
		含浸材塗布	m2	①	その他材料
連続繊維ｼｰﾄ補強工	連続繊維ｼｰﾄ補強工	下地処理	m2	－	材料費含まず
		ﾌﾟﾗｲﾏｰ塗布	m2	①	その他材料
		不陸修正	m2	①	その他材料
		連続繊維ｼｰﾄ本体貼付（一層当たり）	m2	①	その他材料
		仕上げ塗装（中塗り＋上塗り）	m2	①	その他材料
		仕上げﾓﾙﾀﾙ・塗装（ﾓﾙﾀﾙ＋ﾓﾙﾀﾙ用上塗り）	m2	①	その他材料
剥落防止工（ｱﾗﾐﾄﾞﾒｯｼｭ）	剥落防止工（ｱﾗﾐﾄﾞﾒｯｼｭ）	ｱﾗﾐﾄﾞﾒｯｼｭ本体貼付	m2	①	その他材料
漏水対策材設置工	漏水対策材設置工	漏水対策材設置	m	①	その他材料
防草ｼｰﾄ設置工	防草ｼｰﾄ設置工	防草ｼｰﾄ設置（覆土）	m2	①	その他材料
		防草ｼｰﾄ設置（露出）	m2	①	その他材料
紫外線硬化型FRPｼｰﾄ設置工（ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ樹脂）	紫外線硬化型FRPｼｰﾄ設置工（ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ樹脂）	紫外線硬化型FRPｼｰﾄ設置（紫外線照射なし）	m2	②	材料分離不可
		紫外線硬化型FRPｼｰﾄ設置（紫外線照射あり）	m2	②	材料分離不可
塗膜除去工	塗膜除去工	塗膜剥離剤塗布・塗膜除去	m2	①	その他材料
ﾊﾞｷｭｰﾑﾌﾞﾗｽﾄ工	ﾊﾞｷｭｰﾑﾌﾞﾗｽﾄ工	ﾊﾞｷｭｰﾑﾌﾞﾗｽﾄ	m2	②	材料分離不可
道路反射鏡設置工	道路反射鏡設置工	支柱・基礎設置	基	②	材料分離不可
		鏡体設置	基	②	材料分離不可
		鏡体撤去	基	－	材料費含まず
		支柱・基礎撤去	基	－	材料費含まず
仮設防護柵設置工（仮設ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ）	仮設防護柵設置工（仮設ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ）	仮設防護柵設置　H鋼基礎	m	①	鋼材類
		仮設防護柵設置　独立基礎ﾌﾞﾛｯｸ	m	①	鋼材類・ｺﾝｸﾘｰﾄ類
		仮設防護柵設置　連続基礎ﾌﾞﾛｯｸ	m	①	鋼材類・ｺﾝｸﾘｰﾄ類
		仮設防護柵撤去　H鋼基礎	m	－	材料費含まず
		仮設防護柵撤去　独立基礎ﾌﾞﾛｯｸ	m	－	材料費含まず
		仮設防護柵撤去　連続基礎ﾌﾞﾛｯｸ	m	－	材料費含まず
機械式継手工	機械式継手工	継手方式(1)	箇所	①	鋼材類
		継手方式(2)	箇所	①	鋼材類
抵抗板付鋼製杭基礎工	抵抗板付鋼製杭基礎工	打込または引抜　施工条件Ⅰ	回	①	鋼材類
		打込または引抜　施工条件Ⅱ	式	①	鋼材類
		打込または引抜　施工条件Ⅲ	式	①	鋼材類
ﾉﾝｺｰｷﾝｸﾞ式ｺﾝｸﾘｰﾄひび割れ誘発目地設置工	ﾉﾝｺｰｷﾝｸﾞ式ｺﾝｸﾘｰﾄひび割れ誘発目地設置工		m	②	材料分離不可
FRP製格子状ﾊﾟﾈﾙ設置工	FRP製格子状ﾊﾟﾈﾙ設置工		枚	②	材料分離不可
侵食防止用植生ﾏｯﾄ工（養生ﾏｯﾄ工）	侵食防止用植生ﾏｯﾄ工（養生ﾏｯﾄ工）		m2	①	その他材料
支承金属溶接工	支承金属溶接工	支承金属溶射ﾌﾞﾗｽﾄ法（潤滑性防錆剤注入なし）	基	②	材料分離不可
		支承金属溶射ﾌﾞﾗｽﾄ法（潤滑性防錆剤注入あり）	基	②	材料分離不可
		支承金属溶射　粗面形成法	基	②	材料分離不可
		仕上げ塗装（１層）	層	②	材料分離不可
耐圧ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾘﾌﾞ管（ﾊｳｴﾙ管）設置工	耐圧ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾘﾌﾞ管（ﾊｳｴﾙ管）設置工	耐圧ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾘﾌﾞ管（ﾊｳｴﾙ管）設置	m	①	その他材料

出典「工事請負契約書第 26 条第５項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)　令和４年７月　国土交通省」

取扱い欄　①：市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種
②：市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種
（備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。）

別紙５

単価スライド額算定の考え方　概略フロー

増額変更の場合の例

受注者

❑ 単品スライドの請求

（必要な情報、資料等）
- 対象品目、対象材料
- 変更請求概算額
- 材料毎に対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格及び、それが証明できる納品書、請求書、領収書

（参考）対象品目及び材料

区分	品目	材料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等（賃料や損料も対象とすることが可能）
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他工事材料	コンクリート類	レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等
	アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
	その他主要な工事材料	上記以外の主要な工事材料が対象

発注者

❑ 「実勢価格に基づく変動後の金額」と「実際の購入金額」を比較
- ➢ **品目毎の合計金額**で比較する（材料毎の比較は行わない）

① 実勢価格に基づく**変動後**の金額（**品目毎の合計金額**）実勢価格は単価合意比率を考慮
② 実際の購入金額（**品目毎の合計金額**）

「① 実勢価格に基づく変動後の金額」が安価となる品目

発注者

❑ 実勢価格にて品目毎の変動額を算出

発注者

❑ 品目毎の変動額が請負代金額※の１％を超えるかを確認

（品目の一部の材料について実際の購入金額を用いて確認することも可）

変動額が請負代金額※の１％を超える品目

変動額が請負代金額※の１％を超えない品目は単品スライドの対象外

発注者

❑ 実勢価格にてスライド額を算定

「② 実際の購入金額」が安価となる品目

発注者

❑ 実際の購入金額にて品目毎の変動額を算出

発注者

❑ 品目毎の変動額が請負代金額※の１％を超えるかを確認

変動額が請負代金額※の１％を超える品目

変動額が請負代金額※の１％を超えない品目は単品スライドの対象外

発注者

❑ 実際の購入金額にてスライド額を算定

受注者から実際の購入金額でスライド額を算出することを希望する旨の申し出があった場合

❑ **申し出のあった材料毎**にスライド額を「実際の購入金額」にて算出するか「実勢価格」にて算出するかを確認

➢ 具体的なフローは次ページ参照

※ 部分払いをした工事における「請負代金額」は出来高部分に相応する請負代金額を控除した額

出典「工事請負契約書第 26 条第５項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）令和４年７月 国土交通省」

別紙６

実際の購入金額の確認フロー

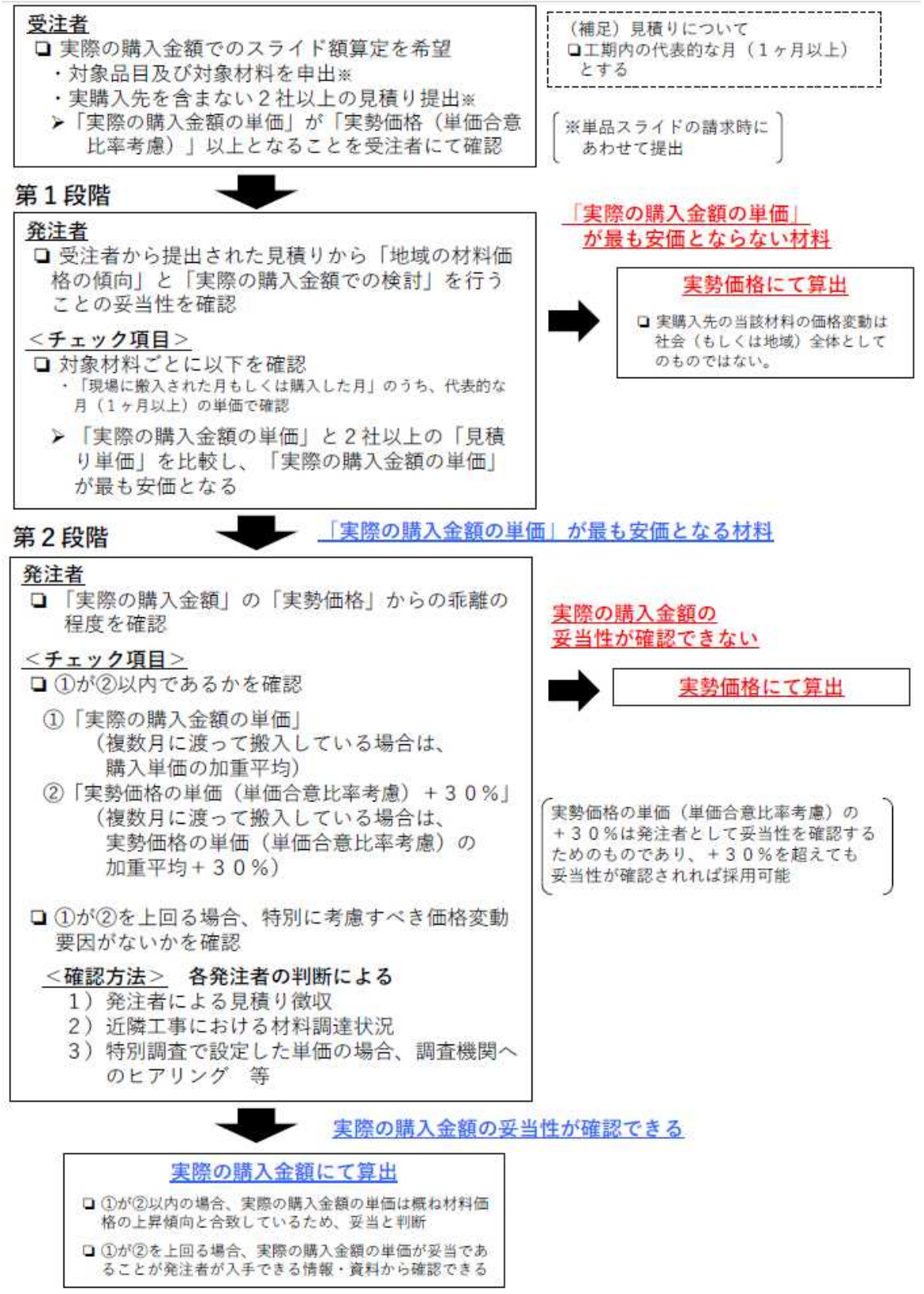

出典「工事請負契約書第 26 条第５項（単品スライド条項）運用マニュアル（案） 令和４年７月 国土交通省」

別紙７

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更（工事請負契約書第 26 条）

全体スライド

第２６条　発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から１２月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

２　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の１０００分の１５を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

３　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から２８日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

４　第１項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

５　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

単品スライド

６　予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレスライド

７　前２項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から２８日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

８　第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。